

平成20年度

# 事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所

沖縄県北部食肉衛生検査所

## はじめに

平成8年の腸管出血性大腸菌0-157による集団食中毒事件の発生以来、国内における牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ及び偽装表示の問題等により、食品の安全に対する消費者の関心が高くなっております。

このような中、当県では食の安全・安心行動計画を中心に生産、製造、加工、流通販売、消費まで総合的な食の安全の推進を図っているところです。

当検査所では、と畜場、食鳥処理場の衛生確保及び微生物汚染防止を図るとともに獣畜の疾病の排除、伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査、食肉中の残留有害物質検査等の業務をとおり、食肉、食鳥肉の安全確保のために日々努力をしております。

今後も食肉の安全・安心を確保するため、日頃から関係機関と緊密な連携をとり、最新情報の収集を行うとともに検査員の知識、技術の向上を図り、常に危機管理意識をもち食肉衛生行政の推進に努力する所存です。

ここに、平成20年度の事業概要をとりまとめましたのでご高覧いただければ幸いに存じます。

平成21年8月

沖縄県中央食肉衛生検査所長

渡 口 政 司

沖縄県北部食肉衛生検査所長

長 田 悦 朗

## 凡 例

### 1 平成 20 年度

期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

### 2 資料の説明には次の略字を用いた。

#### 検査所関係

中央食検：沖縄県中央食肉衛生検査所

北部食検：沖縄県北部食肉衛生検査所

#### と畜場関係

センター：株式会社沖縄県食肉センター

名護センター：名護市食肉センター

#### 食鳥関係

沖縄食鶏：沖縄食鶏加工株式会社

中央食品：有限会社中央食品加工

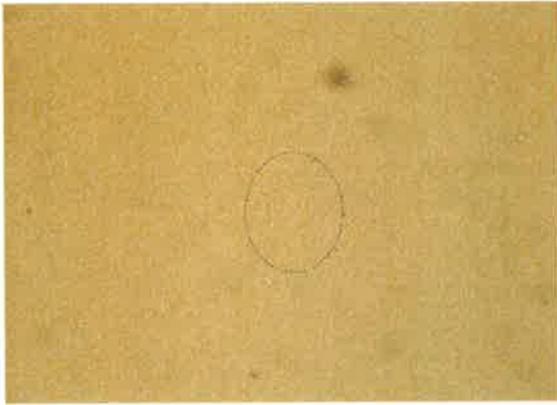
食鳥流通センター：株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター

### 3 用語

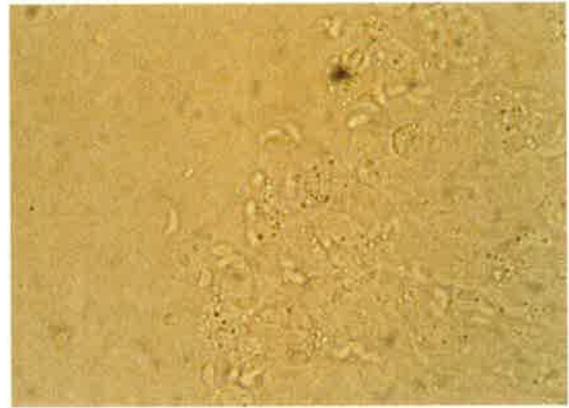
「とく」とは生後 1 年未満の牛、「こま」とは生後 1 年未満の馬。

ヤギの筋肉からのトキソプラズマの分離 (P54)

マウス腹水中のタキゾイト (無染色)



(×400)

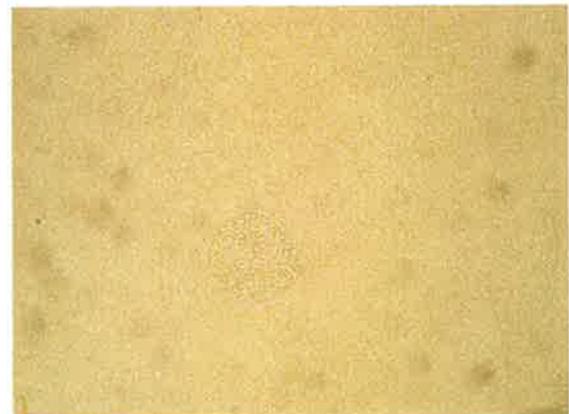


(×1.000)

マウス脳内シスト (無染色)

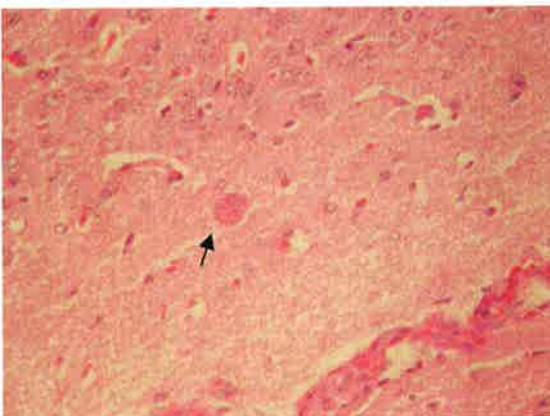


(×200)

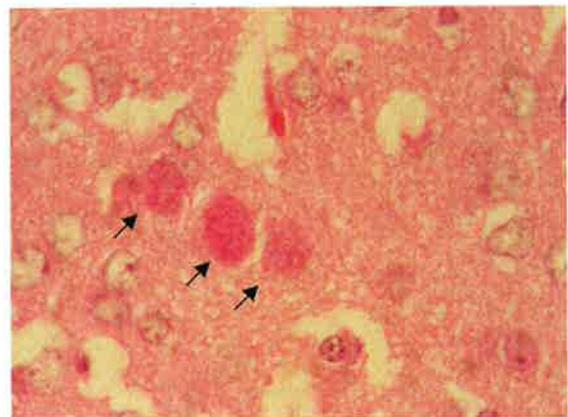


(×400)

マウス脳内シスト (HE 染色)



(×200)



(×400)

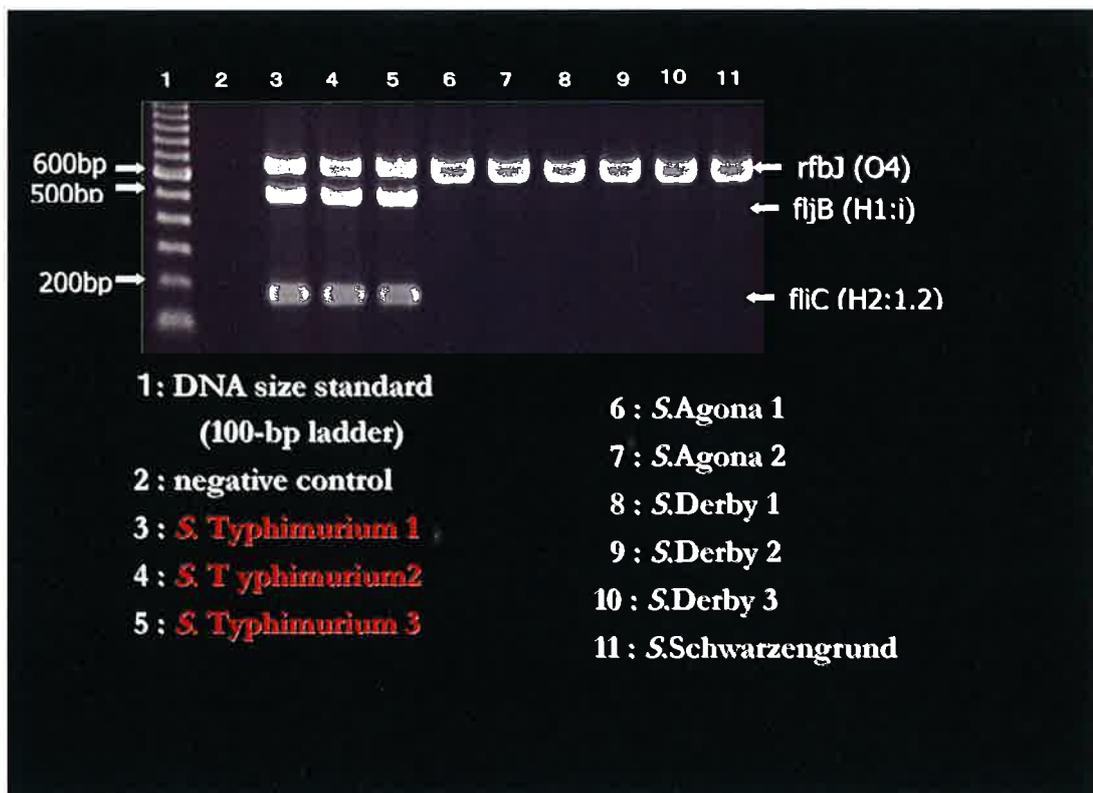
## Multiplex PCR を用いた *Salmonella* Typhimurium の迅速判定法 (P51)

目的：豚のサルモネラ症原因菌のひとつである *S.*Typhimurium(*S.*Typhimurium)を Multiplex PCR (MPCR) を用いて迅速に判定することにより効率的な検査・疾病診断の一助とする

材料：

<i>S.</i> Typhimurium	沖縄県家畜衛生試験場 (家衛試)	2 株
	当所	1 株
<i>Salmonella</i> Agona ( <i>S.</i> Agona)	家衛試	2 株
<i>Salmonella</i> Derby ( <i>S.</i> Derby)	当所	3 株
<i>Salmonella</i> Schwarzengrund ( <i>S.</i> Schwarzengrund)	群馬県食肉衛生検査所	1 株

アガロースゲル電気泳動結果：



4 血清型は全て O4 群であるため 663bp の O4 抗原領域にバンドが現れるが、183bp の H1:i 抗原領域、そして 526bp の H2:1, 2 抗原の各領域には *S. Typhimurium* のみバンドが出現した。

## 学校での食肉衛生講習会の試み(P57)

### 1. 小学校での講習会の様子



家畜がお肉になるまでの説明



細菌の観察



レバーの観察



感想及び質問タイム

### 2. 調理師学校での講習会の様子



食肉衛生検査所の役割についての説明



レバーの観察

# 目 次

## 第1章 検査所の概要

1	沿革	1
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	2
3	組織及び機構	3
4	職員構成	3
5	沖縄県行政組織規則（抜粋）	4
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則	5
7	事務分掌	6
8	歳入・歳出決算書	8
9	検査所庁舎の平面図	9
	（1）中央食肉衛生検査所	9
	（2）北部食肉衛生検査所	10
10	主な検査機械器具（備品）	11

## 第2章 検査事業の概要

I	と畜検査業務の概要	12
1	と畜検査頭数および獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	13
2	月別と畜検査頭数	15
3	月別とさつ禁止頭数	15
4	月別全部廃棄頭数	16
5	畜種別の一部廃棄数	18
6	病畜の主要疾病内訳	20
7	10年間のと畜検査頭数	22
8	10年間のとさつ禁止頭数	23
9	10年間の全部廃棄頭数	24
10	と畜場別の開場日数および検査延べ人員	25
11	と畜場の衛生講習会	25
12	と畜場の衛生監視、指導	25
13	と畜検査データの還元	26
II	食鳥検査業務の概要	27
1	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	28
2	月別検査羽数及び廃棄状況	30
3	食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）	31
4	食鳥処理場の現状	31
5	食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員	31

6	10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）	32
7	認定小規模食鳥処理場	32
	（1）処理場数（とさつ一貫処理）	32
	（2）確認（処理）状況	32
	（3）処理場別の処理羽数	33
	（4）立入検査件数	34
8	食鳥処理場の衛生指導・衛生講習会等	34
III	精密検査業務の概要	35
1	保留に係る精密検査業務実績	35
2	伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務実績	37
3	微生物室業務実績	39
4	病理室業務実績	41
5	理化学室業務実績	43

### 第3章 研修及び調査研究

1	研修及び講習会	46
2	調査研究発表演題一覧	48

### 第4章 その他

1	と畜場の概要	58
2	食鳥処理場の概要	58
	（1）食鳥処理場	58
	（2）認定小規模食鳥処理場	59
3	と畜場の使用料・解体料一覧	60
4	と畜・食鳥検査手数料等	60
5	と畜検査業務の概要（参考）	61
	（1）10年間のと畜検査頭数（沖縄県）	61
	（2）と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）	61
	（3）と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）	62

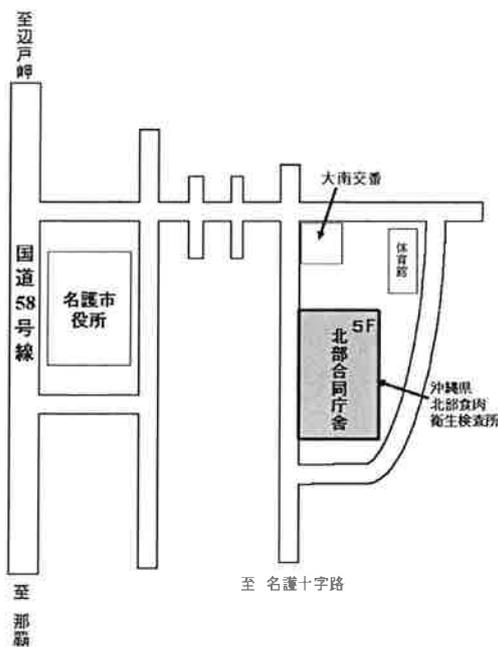
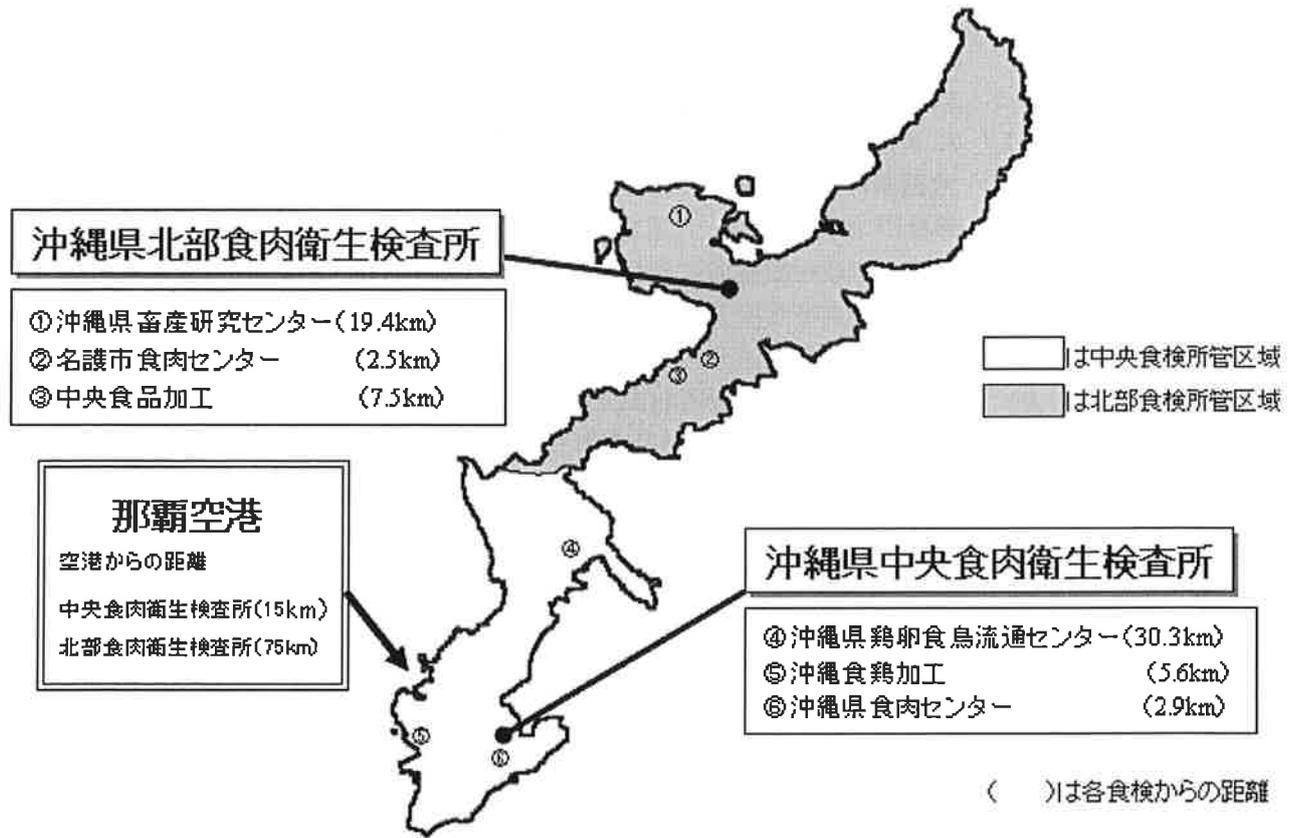
# 第1章 検査所の概要



## 沿 革

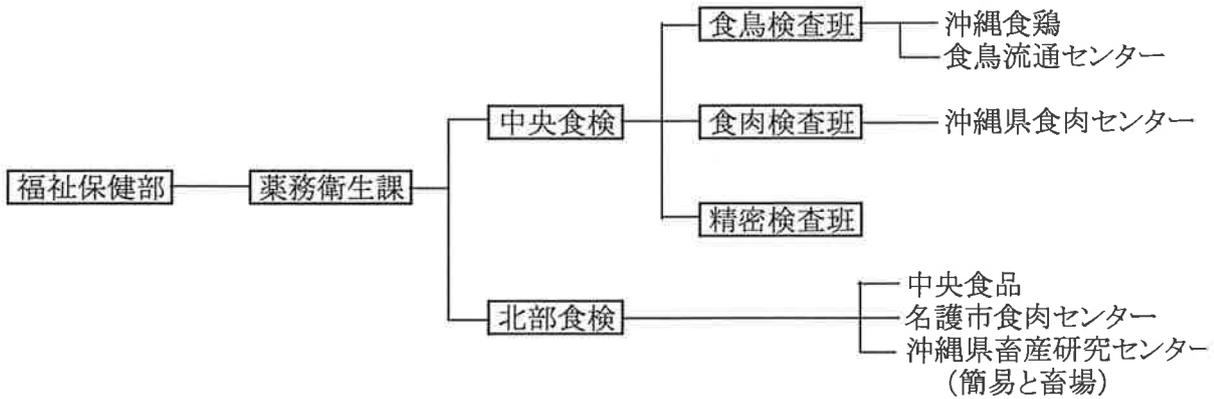
- 昭和44年7月：と畜場法に基づく食肉衛生行政は、琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管。
- 昭和47年7月：33カ所のと畜場設置者に対し、と畜場の構造・設備の改善を勧告。
- 昭和48年5月：33カ所のと畜場を12カ所に整理統合。
- 昭和49年4月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所が那覇市曙に設置され、各保健所（名護、宮古、八重山を除く）で所管していたと畜検査業務を集中統合。
- 昭和49年6月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置。
- 昭和54年3月：沖縄県食肉衛生検査所が島尻郡大里村大里2015番地に新築移転。
- 昭和55年4月：(株)沖縄県南部食肉センターが、(株)沖縄県食肉センターに統合。
- 昭和57年3月：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が名護市字世富慶923番地に新築移転。
- 昭和60年4月：(株)那覇ミートが、(株)沖縄県食肉センターに統合。2課制が検査第1～4課の4課制となる。
- 昭和63年9月30日：北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足。
- 平成2年12月4日：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、国道329号線道路改修のため名護市名護1453番地に改築移転。
- 平成4年4月1日：食鳥検査が実施され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)・沖縄畜産(株)の4食鳥処理場が検査対象施設となる。
- 平成5年7月1日：(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる。
- 平成5年10月27日：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が沖縄県北部合同庁舎へ移転。
- 平成6年4月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所に、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置。北部食検が検査第1、2課の2課制となる。
- 平成7年9月29日：沖縄県協同食肉(株)が廃止し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足。
- 平成9年4月14日：沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同年4月15日中部食肉センター(株)に統合。
- 平成9年5月17日：沖縄畜産(株)が廃業。
- 平成10年4月1日：(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが食鳥検査対象の食鳥処理場となる。
- 平成12年3月31日：(株)沖縄県食肉センター名護分工場の大動物処理施設廃止。
- 平成13年2月27日：(株)真玉橋食肉センターが廃業。中央食検が4課制から3課制となる。
- 平成13年2月28日：(株)沖縄県食肉センター名護分工場の小動物処理施設廃止。
- 平成14年4月30日：(株)沖縄県食肉センターの山羊処理施設廃止。
- 平成15年2月12日：(株)沖縄県食肉センターで新しい牛のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成15年4月1日：名護市食肉センターが操業開始。中央食検の検査第3課が精密検査課となる。
- 平成15年4月30日：中部食肉センター(株)がと畜場を廃止。
- 平成18年4月1日：沖縄県行政組織規則により課制が班制となり、中央食検3班制、北部食検班制なしとなる。
- 平成21年4月1日：現在に至る。

## 2 食肉衛生検査所・とちく場・食鳥処理場の所在地



### 3 組織及び機構

平成21年4月1日現在  
(平成18年度より班制となった。)



### 4 職員構成

平成21年4月1日現在

職 種	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	計	所長	食鳥 検査班	食肉 検査班	精密 検査班	
所長(技術)	1	1				1
班長(技術)	3		1	1	1	
主幹(技術)	1		1			1
主査(事務)						1
主任(事務)	2		2			
主任技師(技術)	7		1	4	2	3
主任(技術)	9		1	5	3	4
技師(技術)	7		1	5	1	4
欠員	(2)			(2)		(1)
合 計	30(2)	1	7	15(2)	7	14(1)
嘱託職員	13		4	9		8

## 5 沖縄県行政組織規則（抜粋）

平成21年4月1日現在

### 第3章 出先機関

#### 第1節 福祉保健部関係出先機関

#### 第14款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第169条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	県一円（名護市、国頭郡、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡及び島尻郡のうち久米島町、伊平屋村及び伊是名村を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

全部改正〔平成10年規則36号〕、一部改正〔平成14年規則20号・17年81号・100号・18年33号〕

（内部組織）

第170条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

全部改正〔平成10年規則36号〕、一部改正〔平成15年規則26号・18年33号〕

（所掌事務）

第171条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

全部改正〔平成10年規則36号〕

## 6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則

平成21年4月1日現在

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

### 別表第2（第3条、第5条関係）

#### 食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 5 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 5の2 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 6 と畜場法施行令第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 7 食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 8 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 9 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 10 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 11 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 12 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 14 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 14の2 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 15 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 16 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を採ること。
- 17 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 18 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等进行检查し、関係者に質問し、食鳥と体等の一部を収去すること。
- 19 食品衛生法第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 20 食品衛生法第54条の規定に基づき食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

## 7 事務分掌

平成21年4月1日現在

### 中央食肉衛生検査所

#### 食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産（物品）に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 伝達性海綿状脳症の試験研究に関すること。
- 8 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 9 食鳥処理場の排水に関すること。
- 10 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 11 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 12 その他、他班に属さない事務に関すること。

#### 食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 と畜場の排水に関すること。
- 4 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 5 食肉衛生に関すること。
- 6 衛生指導教育に関すること。
- 7 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査に関すること。
- 8 と畜場の変更届に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班に関係する業務に関すること。

#### 精密検査班

- 1 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 3 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 4 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 5 試験検査の精度管理に関すること。
- 6 衛生指導教育に関すること
- 7 食肉衛生に関すること。
- 8 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班に関係する業務に関すること。

## 北部食肉衛生検査所

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理(所管轄区域に限る)及び財産(物品)に関すること。
- 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 4 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計・情報処理、業務文書処理に関すること。
- 5 と畜検査、食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 6 と畜場及び食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 9 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 10 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 11 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 12 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 13 と畜場及び食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 14 衛生指導教育に関すること。
- 15 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導に関すること。
- 16 と畜場及び食鳥処理場の排水に関すること。
- 17 その他、食肉衛生業務に関すること。

## 8 歳入・歳出決算書

### (1) 歳入

(単位：円)

科 目	区 分	前年度決算額	決算額	備 考
と畜検査 手数料	中央食検	64,672,500	61,743,300	中央 牛 2,473 頭 とく 1 頭
	北部食検	33,661,500	36,647,400	北部 馬 60 頭 豚 200,744 頭 山羊・めん羊 121,454 頭
	計	98,334,000	98,390,700	726 頭
食鳥検査 手数料	中央食検	7,437,998	7,685,689	ブロイラー等 (平日) 中央 3円×1,599,071羽
	北部食検	4,817,878	4,979,168	北部 3円×1,091,512羽 (休日及び時間外)
	計	12,255,876	12,664,857	中央 4円×722,119羽 北部 4円×426,158羽
証明手数料	中央食検	360,150	380,520	証明 210円×1,812件
	北部食検	420	630	210円× 3件
合計		110,950,446	111,436,707	

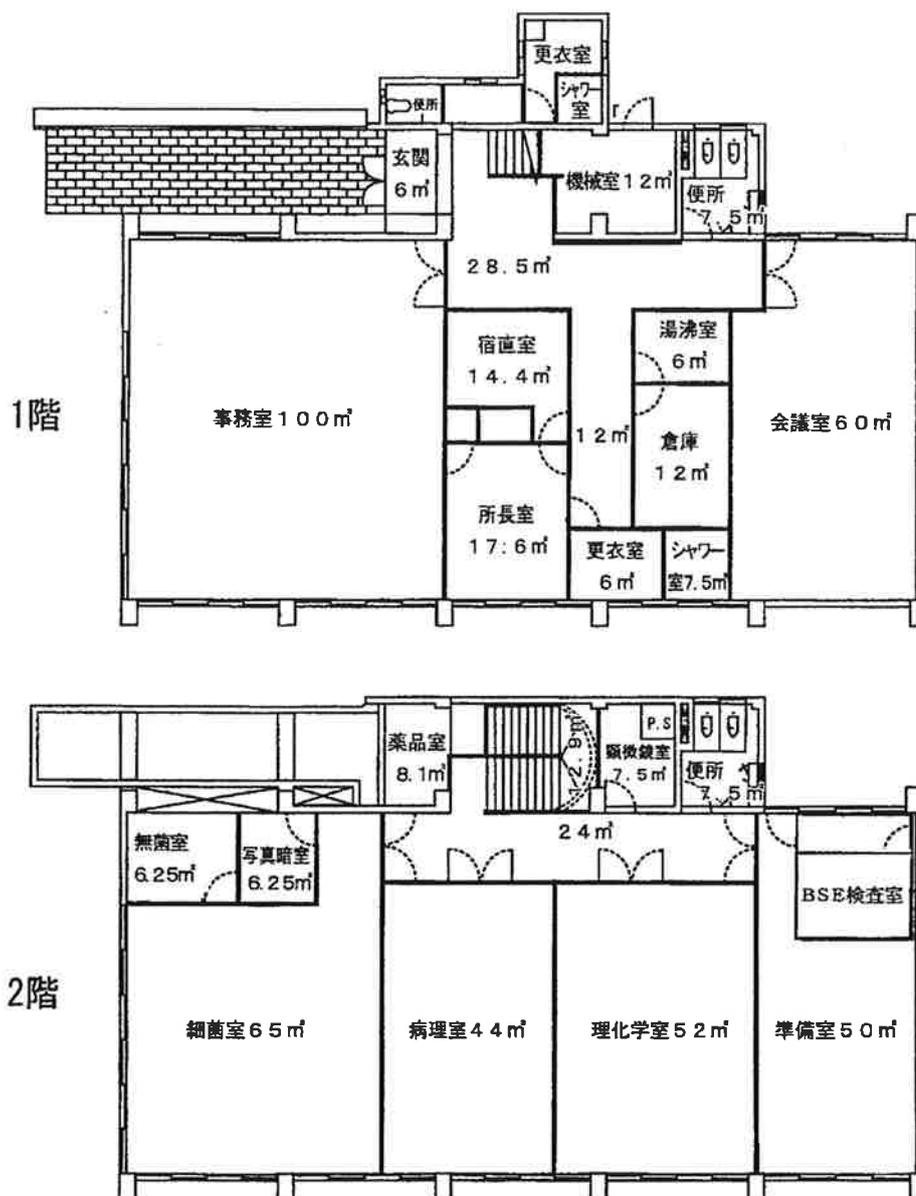
### (2) 歳出

(単位：円)

科 目	中央食検		北部食検	
	令達予算額	決算額	令達予算額	決算額
食品衛生指導費				
報 酬	18,888,000	18,882,160	12,882,000	12,878,620
共 済 費	1,614,000	1,566,763	209,369	169,369
報 償 費	88,000	20,000	0	0
旅 費	4,928,000	4,857,740	2,351,000	2,301,250
需 用 費	21,936,000	17,201,784	3,129,000	3,127,167
役 務 費	3,782,620	3,782,613	1,883,000	1,860,075
委 託 料	5,671,700	5,671,680	0	0
使用料及び賃借料	3,645,380	3,645,380	2,667,000	2,660,015
備品購入費	1,836,000	1,835,925	2,110,000	2,078,830
負担金、補助及び交付金	162,000	162,000	57,000	57,000
公課費	38,000	37,800	0	0
計	62,589,700	57,663,845	25,288,369	25,132,326

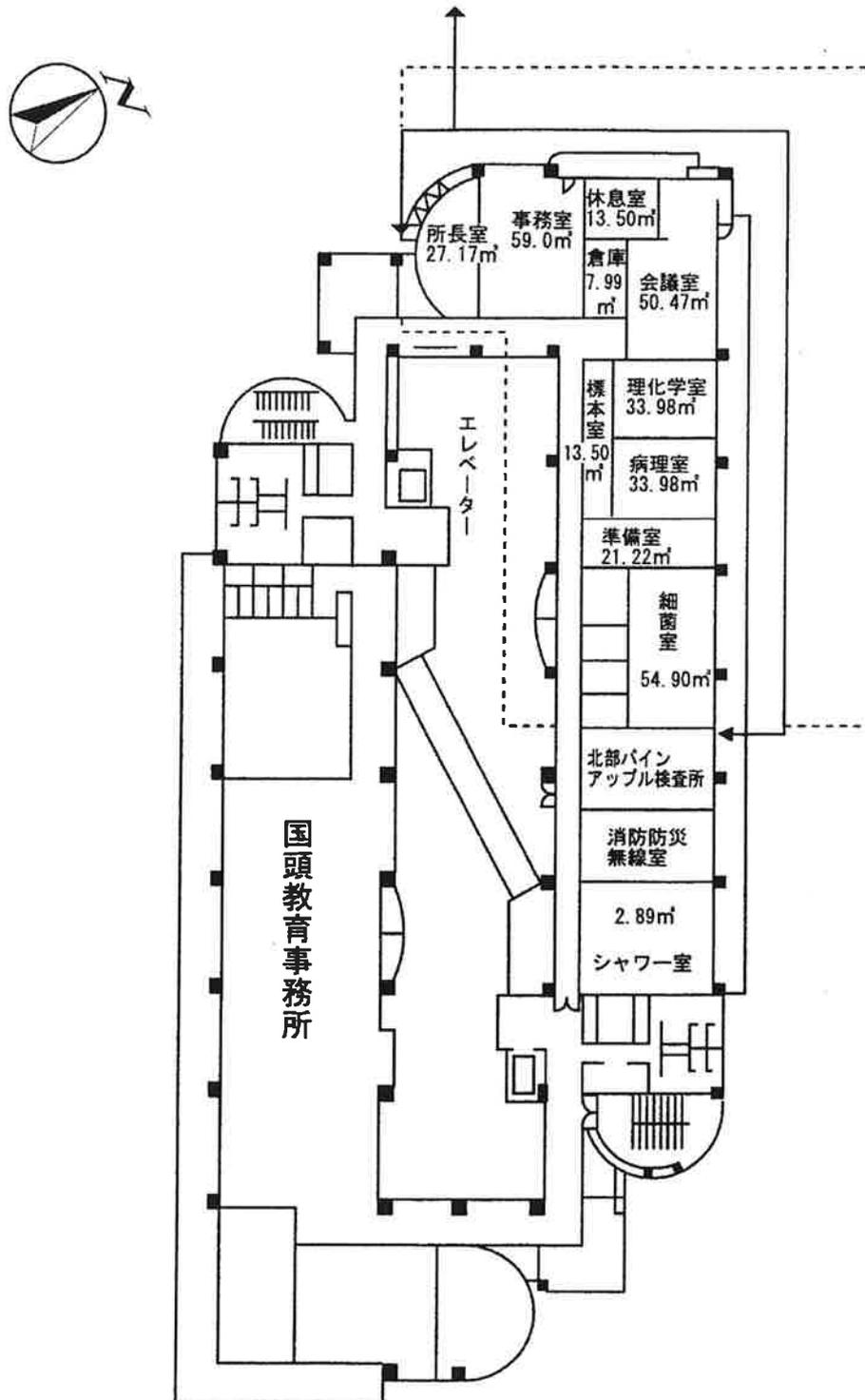
## 9 検査所庁舎の平面図

### (1) 中央食肉衛生検査所



敷地面積	約3,853m <sup>2</sup>
規模及び構造	本館鉄筋コンクリート造2階 585.88m <sup>2</sup>
建設経費	総工費 83,350,000円
開設年月日	昭和54年3月29日
竣工年月日	昭和54年3月

(2) 北部食肉衛生検査所 (北部合同庁舎5階)



## 10 主な検査機械器具(備品)

No.	品名	数量		No.	品名	数量	
		中央	北部			中央	北部
1	自動乾熱滅菌器		2	46	高速冷却遠心器	1	1
2	遠心分離器	2	2	47	マイクロ冷却遠心器	2	
3	蛍光顕微鏡	2	3	48	多目的微量遠心器		1
4	光学顕微鏡	3	5	49	クリーンベンチ	1	1
5	暗視野顕微鏡	1		50	蒸留器	1	
6	ディスクッション顕微鏡	1	1	51	恒温震盪培養器	1	
7	実体顕微鏡	2	2	52	低温培養器	1	1
8	透過型ルマンスキー式微分干渉顕微鏡	1		53	低温回転恒温培養器	1	
9	顕微鏡デジタルカメラ	1	1	54	培養器(冷凍機付き)		1
10	顕微鏡写真撮影装置	1	1	55	低温恒温器	1	
11	医用写真撮影装置	1	1	56	インキュベーター	3	1
12	臓器撮影装置		1	57	フリーザー	2	1
13	顕微鏡映像モニタ装置		1	58	ストマッカー	2	1
14	完全密閉式包埋装置	1	1	59	スライドファイルプロジェクター		2
15	パラフィン包埋ブロック作成装置	1	1	60	脱気装置	1	
16	パラフィン溶融器	1	3	61	オートダイリューター	1	
17	パラフィン伸展器	2	3	62	マキシミックII	1	
18	ブロックヒーター	1		63	超音波洗浄機	1	
19	ロータリーマイクローム	1	1	64	超音波ピペット洗浄機	2	2
20	滑走式マイクローム		1	65	ピペット洗浄乾燥機	1	
21	組織固定用振とう器	1	2	66	バーチカルシェーカー	1	
22	赤外線水分計	1		67	ロータリーエバポレーター	5	
23	分光光度計	1		68	プレートミキサー	1	1
24	光電光度計	1	2	69	ダイナルサンプルミキサー	2	2
25	卓上蛋白計	1	1	70	ヴァックエルートVシステム	1	
26	製氷器	1		71	マイクロチューブポンプ	1	
27	電気低温乾燥機	1		72	オートドロッパー	1	
28	カメラ	1	3	73	マルチスキャンマイクロマティック	1	
29	デジタルカメラ	2	2	74	冷却水循環装置	2	
30	ホモジナイザー	3	1	75	血球分類計算機	2	1
31	コロニーカウンター	1	2	76	外部記録装置	2	
32	ポータブルアスピレーター	4		77	高圧蒸気滅菌器	3	3
33	ウォーターバス	2	3	78	ポータブル残留塩素計	3	
34	電気低温恒温槽	1		79	温度コレクタ	2	
35	超低温槽	1		80	高速振とう機	1	
36	電子天秤	4	2	81	マイクロプレートリーダー	1	
37	分析用電子天秤		1	82	マイクロプレートウォッシャー	1	
38	下皿式直示天秤		1	83	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2	
39	真空ポンプ	1	1	84	多検体細胞破碎機マルチビーズショーカー	1	
40	スポットケム	1	1	85	全自動血球計算機	1	1
41	自動細菌同定装置(ミニアピ)	1	1	86	純水・超純水製造装置	1	1
42	高速液体クロマトグラフ	1	1	87	クロマトデータ処理装置	1	
43	サーマルサイクラー	2	1	88	SL写真撮影装置	1	
44	電気泳動装置	1	1	89	卓上型ヒュームフード		1
45	冷却遠心器	2	1				



## 第2章 検査事業の概要



# I と畜検査業務の概要

## 1 と畜検査頭数

平成20年度、中央・北部両検査所における総検査頭数は325,599頭であった。なお、平成19年度より107頭の減少であった。

畜種別では牛2,612頭、とく3頭、馬60頭、豚322,198頭、山羊726頭であった。

病畜として搬入された獣畜は942頭(総検査頭数の0.28%)で、牛173頭、とく3頭、豚764頭であった。

## 2 と畜検査結果に基づく措置

とさつ禁止または全部廃棄の措置をした総数は460頭であった。なお、平成19年度より43.79%(138頭)の増加であった。

### (1) とさつ禁止

とさつ禁止頭数は18頭で牛0頭、豚18頭であった。

### (2) 全部廃棄

全部廃棄頭数は442頭で牛12頭、豚430頭であった。主な疾病は、サルモネラ症163頭、敗血症43頭、豚丹毒88頭、豚赤痢2頭、膿毒症27頭、腫瘍10頭、トキソプラズマ病78頭、住肉孢子虫症13頭であった。

### (3) 一部廃棄

一部廃棄実頭数は242,984頭で、牛1,359頭、馬15頭、豚241,238頭、山羊371頭であった。

## 3 と畜場の衛生指導・衛生教育

### (1) と畜場の衛生指導

と畜場法第6条を適正に実施するために、と畜場及び付属施設の衛生保持や設備改善、維持管理等に関して助言、指導を実施した。

### (2) と畜場関係者の衛生教育

と畜場法及び関係法規、人獣共通感染症、と畜場の衛生管理、食肉の衛生管理等について定期的に講習会を開催した。

## 4 検査結果の還元

家畜保健衛生所および畜産農家からの要請により検査データを還元し、疾病対策に役立っている。

1 と畜検査頭数及び獣畜のと殺禁止又は廃棄したものの原因（中央）

	検査頭数	処分内容	処分実頭数	細菌性			原虫病		寄生虫病		その他の疾病						合計		
				豚丹毒	サルモネラ症	その他	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	黄疽	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮	その他
合計	203,308	禁止	11	10													1	11	
		全部廃棄	312	65	156	2	14	12			7	40	3		6		4	2	312
		一部廃棄	147,527			2				180				2		143,436	1,744	8,929	154,302
牛	2,503	禁止	0															0	
		全部廃棄	11								2	2	1	4				2	11
		一部廃棄	1,279						1	180			2	1	820	55	563	1622	
とく	1	禁止	0															0	
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	0																0
馬	60	禁止	0															0	
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	15												13	1	1	15	
豚	200,744	禁止	11	10														1	11
		全部廃棄	301	65	156	2	14	12			7	38	1		2		4		301
		一部廃棄	146,233											9	142,603	1,688	8,365	152,655	
山羊	0	禁止	0															0	
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	0																0

と畜検査頭数及び獣畜のと殺禁止又は廃棄したものの原因（北部）

	検査頭数	処分内容	処分実頭数	細菌性			原虫病		寄生虫病		その他の疾病						合計	
				豚丹毒	サルモネラ症	その他	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	黄疽	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮
合計	122,291	禁止	7	3			1										3	7
		全部廃棄	131	23	7	64				20	3	2		2		9	1	131
		一部廃棄	95,457			2			64				4	5	94,596	803	2,857	98,331
牛	109	禁止	0															0
		全部廃棄	1										1					1
		一部廃棄	80		1			18							51	2	41	113
とく	2	禁止	0															0
		全部廃棄	0															0
		一部廃棄	1														1	1
馬	0	禁止	0															0
		全部廃棄	0															0
		一部廃棄	0															0
豚	121,454	禁止	7	3			1										3	7
		全部廃棄	130	23	7	64				20	3	2		1		9	1	130
		一部廃棄	95,005										3	5	94,205	800	2,799	97,812
山羊	726	禁止	0															0
		全部廃棄	0															0
		一部廃棄	371		1			46					1		340	1	16	405

## 2 月別と畜検査頭数

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総計	合計	325,599	28,881	26,147	24,139	25,278	25,226	26,078	29,329	25,658	33,161	27,588	25,636	28,478
	牛(とく含む)	2,615	209	195	143	246	199	234	269	239	245	247	172	217
	馬	60	6	6	6	3	4	4	5	6	6	2	6	6
	豚	322,198	28,606	25,900	23,928	24,961	24,977	25,773	28,974	25,350	32,856	27,294	25,382	28,197
	山羊	726	60	46	62	68	46	67	81	63	54	45	76	58
中央	合計	203,308	18,246	16,682	15,970	17,183	16,621	16,243	16,720	15,470	21,094	16,397	15,096	17,586
	牛(とく含む)	2,504	203	187	136	237	190	228	261	228	224	237	164	209
	馬	60	6	6	6	3	4	4	5	6	6	2	6	6
	豚	200,744	18,037	16,489	15,828	16,943	16,427	16,011	16,454	15,236	20,864	16,158	14,926	17,371
	山羊	0												
北部	合計	122,291	10,635	9,465	8,169	8,095	8,605	9,835	12,609	10,188	12,067	11,191	10,540	10,892
	牛(とく含む)	111	6	8	7	9	9	6	8	11	21	10	8	8
	馬	0												
	豚	121,454	10,569	9,411	8,100	8,018	8,550	9,762	12,520	10,114	11,992	11,136	10,456	10,826
	山羊	726	60	46	62	68	46	67	81	63	54	45	76	58

## 3 月別とさつ禁止頭数

病名		畜種	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総計	合計		18	2	1	3	1	1	2	1	0	1	0	2	4	
	豚丹毒	豚	13	2	1	2			2	1				1	4	
	トキソプラズマ病	豚	1									1				
	膿毒症	牛	0													
		豚	0													
	黄疸	牛	0													
		豚	0													
		馬	0													
	熱性諸症	牛	0													
		豚	4			1	1	1							1	
中央	合計		11	2	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
	豚丹毒	豚	10	2	1	2			2						3	
	膿毒症	牛	0													
		豚	0													
	黄疸	牛	0													
		豚	0													
		馬	0													
	尿毒症	牛	0													
	熱性諸症	牛	0													
		豚	1			1										
北部	合計		7	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	2	1	
	豚丹毒	豚	3							1				1	1	
	トキソプラズマ病	豚	1									1				
	膿毒症	牛	0													
		豚	0													
	熱性諸症	牛	0													
豚		3				1	1							1		

#### 4 月別全部廃棄頭数(中央)

疾病名	畜種	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計		312	15	8	35	57	33	44	13	11	33	23	18	22	
豚丹毒	豚	65	7	2	7	4	1	3	3	2	13	10	6	7	
(じん麻疹型)		18	2		1	1			1		4	3	2	4	
(関節炎型)		42	5	2	6	2	1	3	2	2	6	7	4	2	
(心内膜炎型)		4				1					3				
(敗血症型)		1													1
トキソプラズマ病	豚	14			7	3	2	1	1						
サルモネラ症	豚	156		1	18	42	26	36	4	6	11	3	5	4	
住肉胞子虫症	豚	12	2	2		1			1		1	3	1	1	
膿毒症	牛	0													
	馬	0													
	豚	7	1					1	1		1		1	2	
	山羊	0													
敗血症	牛	2			1	1									
	馬	0													
	豚	38	5	2	2	4	3	3	2	1	4	4	3	5	
	山羊	0													
尿毒症	牛	0													
	馬	0													
	豚	0													
	山羊	0													
黄疸	牛	2									1	1			
	馬	0													
	豚	1							1						
	山羊	0													
腫瘍	牛	4									1		1	2	
	馬	0													
	豚	2					1						1		
	山羊	0													
白血病	牛	2		1						1					
	馬	0													
	豚	0													
	山羊	0													
変性	牛	0													
	馬	0													
	豚	4				1					1	1		1	
	山羊	0													
水腫	牛	1								1					
	馬	0													
	豚	0													
豚赤痢	豚	2				1						1			

### 月別全部廃棄頭数(北部)

疾病名		畜種	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合 計			131	3	13	12	5	13	10	13	26	13	12	4	7	
豚 丹 毒		豚	23	2	5	2	1	2	2	1	3	2	2	0	1	
(じん麻疹型)			3	1										2		
(関節炎型)			20	1	5	2	1	2	2	1	3	2				1
(心内膜炎型)			0													
トキソプラズマ病		豚	64		4	8	3	2	1	7	22	6	8	2	1	
サルモネラ症		豚	7					3	2	2						
住肉胞子虫症		豚	0													
膿 毒 症		牛	0													
		馬	0													
		豚	20	1	1			3	3	1	1	3	2	2	3	
		山羊	0													
敗 血 症		牛	0													
		馬	0													
		豚	3			1					1		1			
		山羊	0													
尿 毒 症		牛	0													
		馬	0													
		豚	0													
		山羊	0													
黄 疸		牛	0													
		馬	0													
		豚	2		1						1					
		山羊	0													
腫 瘍		牛	1						1							
		馬	0													
		豚	1													1
		山羊	0													
白 血 病		牛	0													
		馬	0													
		豚	1										1			
		山羊	0													
変 性		牛	0													
		馬	0													
		豚	9		2	1	1	3	1							1
		山羊	0													
水 腫		牛	0													
		馬	0													
		豚	0													
		山羊	0													

5 畜種別の一部廃棄数 (中央)

疾病名	牛	馬	豚	山羊	
呼吸器系	268	3	84,924	0	
肺	S E P 型肺炎		33,143		
	ヘモフィルス型肺炎		1,920		
	胸膜炎型肺炎	64	1	33,280	
	膿瘍型肺炎			1,418	
	その他型肺炎	116	2	15,156	
肺気腫	88		7		
鼻萎縮性鼻炎					
循環器系	45	0	18,003	0	
心	心外膜炎	44		17,415	
	心内膜炎				
	創傷性心膜炎				
	心臓筋			8	
脾	脾臓炎	1		115	
	脾臓膿瘍			7	
	巨脾症			12	
	脾うっ血			84	
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍			300	
	内臓リンパ節膿瘍			62	
消化器系	858	12	120,164	0	
舌	舌放線菌症				
胃	胃炎	19		43	
	胃潰瘍				
腸	小腸炎	28	1	496	
	大腸炎	26	1	5,589	
	出血性大腸炎			3,714	
	腹膜炎	6		9,993	
	腹腔膿瘍			19	
	腸気泡症			22	
P I A 症候			5		
脾	脾水腫				
肝	間質炎型肝炎			38,429	
	包膜炎型肝炎	130	5	24,906	
	膿瘍型肝炎	60		68	
	肝硬変型肝炎			449	
	胆管炎型肝炎	44			
	寄生虫性間質性肝炎			15,754	
	肝線維症			1	
	その他の肝炎	198	4	16,373	
	鋸屑	21			
	肝富脈	153			
	肝着色	38		1,469	
	肝砂粒		1		
	混濁			2,742	
肝胆出血	135		92		
胆石					

疾病名	牛	馬	豚	山羊
その他	9	0	1,916	0
結核病	リンパ節限局型			
	肺病巣型			
抗酸菌症	その他型			
	リンパ節限局型			1,901
	肝病巣型			8
その他型				7
炎症による汚染				
脂肪壊死	9			
泌尿生殖器系	462	0	9,998	0
腎	出血型腎炎	1		78
	膿瘍型腎炎	2		28
	硬化型腎炎			575
	ターキーエック型腎炎			77
	腎盂炎型腎炎			27
	その他型腎炎	291		3,746
	腎盂拡張			451
	腎萎縮	2		217
	腎嚢胞	166		4,160
	腎結石			
	腎梗塞			639
子宮	子宮蓄膿症			
	卵巣嚢腫			
乳房	乳房炎			
運動器	82	2	1,436	0
耳	耳介異常			259
	筋肉膿瘍	4		596
	外傷性筋出血			104
	筋肉変性	6	1	3
	筋肉水腫	2		
	筋頭部膿瘍			19
	メラノージ			
	横隔膜炎	32		
	横隔膜膿瘍	38		
	骨	骨膿瘍		
関節炎			1	363
骨折				51
放線菌病				

寄生虫病・原虫病	牛	馬	豚	山羊
肺虫症				
肝蛭症	1			
脾蛭症	180			
住肉胞子虫				
その他				
腫瘍	0	0	9	0
黒色腫				
腎芽腫				9
子宮平滑筋腫				
その他				

	牛	馬	豚	山羊
合計	1,905	17	236,450	0
(実頭数)	1,279	15	146,233	0

畜種別の一部廃棄数（北部）

疾病名		牛	馬	豚	山羊	
呼吸器系		18	0	75,788	205	
肺	SEP型肺炎			26,908		
	ヘモフィルス型肺炎			774		
	胸膜炎型肺炎	11		21,219	45	
	膿瘍型肺炎	1		1,439	4	
	その他型肺炎	6		25,443	156	
	肺気腫			5		
循環器系		16	0	10,653	53	
心	心外膜炎	3		10,378	43	
	心内膜炎				1	
	創傷性心膜炎					
	心臓炎	1		3		
脾	脾臓炎	12		195	1	
	脾臓膿瘍			4	1	
	脾臓症			6		
	脾うっ血			43		
リンパ	リンパ節腫瘍			7	2	
	リンパ管腫瘍			17	3	
消化器系		66	0	62,448	123	
舌	舌放線菌症					
胃	胃炎	6		106	4	
	胃潰瘍					
腸	小腸炎	4		2,125	13	
	大腸炎	3		6,125	3	
	出血性大腸炎			576		
	腹膜炎	2		6,704	3	
	腹腔膿瘍			17		
	腸気泡症			16		
	PIA症候群			13		
膀胱	膀胱水腫			1		
肝	間質型肝炎	2		17,075	5	
	包膜型肝炎	14		10,090	20	
	膿瘍型肝炎	1		26	7	
	肝硬変型肝炎			178	1	
	胆管炎型肝炎	4				
	寄生虫性間質性肝炎			14,780		
	肝線維症					
	その他の肝炎	8		3,844	65	
		肩膊				
		肝斑	18		637	1
		肝着色				
		肝砂粒			110	
		肝濁			25	
	肝出血	3				
	胆石症	1				

疾病名		牛	馬	豚	山羊
その他		2	0	400	1
結核病	リンパ節限局型				
	肺病巣型				
	その他型				
抗酸菌症	リンパ節限局型			375	1
	肝病巣型			25	
	その他型				
	炎症による汚染脂肪壊死	2			
泌尿生殖器系		27	0	7,319	109
腎	出血型腎炎	1		103	4
	膿瘍型腎炎			9	2
	硬化型腎炎			176	
	クレーニク型腎炎			5	
	腎盂炎型腎炎				
	その他型腎炎	9		4,498	87
	腎盂拡張			100	
	萎縮腎			145	
	嚢胞腎	16		1,956	1
	腎結石				2
	腎梗塞	1		327	12
子宮	子宮蓄膿症				
	卵巣嚢腫				
乳房	乳房炎				1
運動器		15	0	2,641	32
耳	耳介異常			1,028	
	筋肉膿瘍	2		1,207	19
筋	外傷性筋出血	1		184	
	筋肉変性腫			8	
	筋肉水腫			2	1
	筋頭部膿瘍	1		13	3
	メラノージス			11	
	横隔膜炎	5			2
	横隔膜膿瘍	2			
骨	骨膿瘍	2		79	2
	関節炎			82	4
	骨折	1		27	
	放線菌病	1			1

寄生虫病・原虫病		牛	馬	豚	山羊
肺	虫症	17	0	0	46
	肝蛭症				
	膀胱蛭症	17			46
	住肉胞子虫				
その他					
腫瘍		0	0	5	0
黒色芽腫	腎芽腫			2	
	子宮平滑筋腫			2	
	その他の			1	

	牛	馬	豚	山羊
合計	161	0	159,254	569
(実頭数)	80	0	95,005	371

## 6 病畜の主要疾病内訳（中央）

区分	病名	畜種						計	
		牛				馬	豚		山羊
		肉牛	乳牛	とく	その他				
合計		37	130	1	3	1	273	0	445
循環器系	創傷性心嚢炎		1						1
	肺炎	1							1
消化器系	第四胃変位		5						5
	第四胃潰瘍								0
	肝炎	1							1
	鼓張症	1	1						2
	腹膜炎								0
泌尿器 生殖器	フレグモーネ		3						3
	脱肛						2		2
	尿石症								0
	子宮炎								0
	子宮脱	1					2		3
	膣脱								0
	乳房炎		4						4
	乳頭炎								0
神経系	腰痠	1	2						3
	神経麻痺	4	3						7
皮膚	皮膚炎								0
運動器系	関節周囲炎		5						5
	関節炎	2	26						28
	亜脱臼	1							1
	脱臼	9	10		2		119		140
	起立困難	1	8				146		155
	起立不能	6	26						32
	産後起立不能	1	4						5
	褥瘡		2						2
	挫創・挫傷		1						1
	切創	1					1		2
	筋断裂	1	13						14
	蹄病	1	11						12
	跛行		1		1	1			3
	骨折	1		1					2
全身性	化膿症								0
	難産								0
	熱射病								0
	妊娠中毒症		1						1
その他	膿瘍								0
	ヘルニア								0
	ビタミン欠乏症								0
	脂肪壊死								0
	腫瘍								0
	尾咬傷								0
	不明		2						2
	その他	4	1				3		8

## 病畜の主要疾病内訳（北部）

区分	病名	畜種						計	
		牛				馬	豚		山羊
		肉牛	乳牛	とく	その他				
合計		3	0	2	0	0	491	1	497
循環器系	創傷性心嚢炎								0
	後大静脈血栓症								0
消化器系	鼓張症								0
	第四胃変位								0
	腹膜炎								0
	脱肛						4		4
泌尿器 生殖器	フレグモーネ								0
	尿閉								0
	尿石症								0
	子宮炎								0
	子宮脱								0
	膣脱						3		3
	乳房炎								0
	乳頭炎								0
神経系	腰痠								0
	神経麻痺								0
皮膚	皮膚炎								0
運動器系	関節周囲炎						2		2
	関節炎						40		40
	亜脱臼								0
	脱臼			1			1		2
	起立困難						18		18
	起立不能	3					74	1	78
	産後起立不能								0
	褥瘡						2		2
	挫創・挫傷						3		3
	切創						7		7
	筋断裂								0
	蹄病								0
	跛行							49	49
骨折			1				8	9	
全身性	化膿症								0
	難産								0
	熱射病								0
	妊娠中毒症								0
その他	膿瘍						247		247
	ヘルニア						3		3
	ビタミン欠乏症								0
	脂肪壊死								0
	腫瘍								0
	尾咬傷								0
	黄疸						2		2
	その他						28		28

## 7 10年間のと畜検査頭数

		計	平成									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総計	合計	3,727,030	446,562	437,223	421,631	389,670	371,963	356,609	324,666	327,401	325,706	325,599
	牛	30,037	5,089	4,610	3,475	1,857	2,574	2,566	2,489	2,460	2,305	2,612
	とく	12	3	0	2	0	2	1	0	1	0	3
	馬	1,348	163	145	181	121	183	206	140	85	64	60
	こま	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	豚	3,681,674	438,270	429,301	415,715	386,566	368,395	353,075	321,251	324,193	322,710	322,198
	山羊	13,954	3,037	3,167	2,258	1,124	809	761	783	662	627	726
	綿羊	4	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0
中央食検	合計	3,070,132	422,256	409,537	421,631	389,670	291,504	266,384	229,483	222,995	213,364	203,308
	牛	29,281	4,717	4,610	3,475	1,857	2,532	2,509	2,442	2,403	2,233	2,503
	とく	7	0	0	2	0	2	1	0	1	0	1
	馬	1,308	123	145	181	121	183	206	140	85	64	60
	こま	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	豚	3,030,847	414,807	402,175	415,715	386,566	288,698	263,668	226,901	220,506	211,067	200,744
	山羊	8,687	2,609	2,607	2,258	1,124	89	0	0	0	0	0
	綿羊	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
北部食検	合計	656,898	24,306	27,686	0	0	80,459	90,225	95,183	104,406	112,342	122,291
	牛	756	372	0	0	0	42	57	47	57	72	109
	とく	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	馬	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚	650,827	23,463	27,126	0	0	79,697	89,407	94,350	103,687	111,643	121,454
	山羊	5,267	428	560	0	0	720	761	783	662	627	726
	綿羊	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0

## 8 10年間のとさつ禁止頭数

疾病名	畜種	計	平成									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	牛	41	9	5	7	3	3	7	2	3	2	0
	豚	323	34	60	61	49	24	46	17	15	17	18
	山羊	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	豚	179	15	24	28	24	15	39	11	10	13	13
尿毒症	牛	1								1		
膿毒症	牛	2			2							
	豚	82	10	18	24	21	5	1	2	1		
	山羊	0										
敗血症	牛	0										
	豚	2		1	1							
	山羊	1	1									
黄疸	牛	4				1	1	1	1			
熱性諸症	牛	4								2	2	
	豚	8								4	4	4
その他	牛	30	9	5	5	2	2	6	1			
	豚	52	9	17	8	4	4	6	4			1
	山羊	0										

## 9 10年間の全部廃棄頭数

疾病名	畜種	計	平成									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
疾病名	牛	102	7	15	10	9	6	8	13	10	9	15
	豚	3,477	394	287	256	224	342	608	244	397	293	432
	山羊	13	3	2	2	2	0	0	3	1	0	0
	馬	8	0	1	1	0	2	3	0	0	1	0
豚丹毒	豚	821	100	129	73	69	56	86	63	59	99	87
トキソプラズマ病	豚	473	38	27	87	39	33	58	17	46	50	78
サルモネラ症	豚	163										163
住肉胞子虫症	豚	168	27	23	15	15	34	23	6	6	6	13
豚赤痢	豚	258						178	37	14	27	2
膿毒症	牛	6	1		4					1		
	豚	423	123	54	40	45	37	24	24	29	20	27
	山羊	6	1	1					3	1		
	馬	0										
敗血症	牛	26	3	9	2	2		3	1	4		2
	豚	966	65	37	22	33	154	226	85	230	73	41
	山羊	4	1		1	2						
尿毒症	牛	3				1	2					
	豚	3	1	2								
	山羊	0										
黄疸	牛	5				1	1		1			2
	豚	53	10	4	5	9	9	4	2	3	4	3
	山羊	0										
腫瘍	牛	21	1	1	1		1	1	4	4	3	5
	豚	37	4	4	3	3	5	3	4	4	2	5
	山羊	1	1									
	馬	8		1	1		2	3			1	
白血病	牛	20				2		3	7	1	4	3
	豚	5			2	2			1			
変性	牛	13	2	3	2	1	1				2	2
	豚	103	26	7	8	9	13	5	4	6	12	13
	山羊	1			1							
水腫	牛	8		2	1	2	1	1				1
	豚	4			1		1	1	1			
	山羊	1		1								

## 10 と畜場別の開場日数および検査延べ人員

検査延べ人員		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			6,584	577	553	532	572	578	539	576	459	585	524	500
センター	開場日数	251	21	20	20	22	22	21	22	18	23	19	21	22
	検査員数	4,043	342	330	324	358	373	335	351	268	368	315	306	373
名護センター	開場日数	249	22	21	20	22	20	21	22	19	22	20	19	21
	検査員数	2,541	235	223	208	214	205	204	225	191	217	209	194	216

## 11 と畜場の衛生講習会

	開催月日	対象	人数	内容
センター	2008年10月29日	沖縄県食肉センター 沖縄化製工業 共進食品	15	内臓処理室作業員手指ふき取り検査

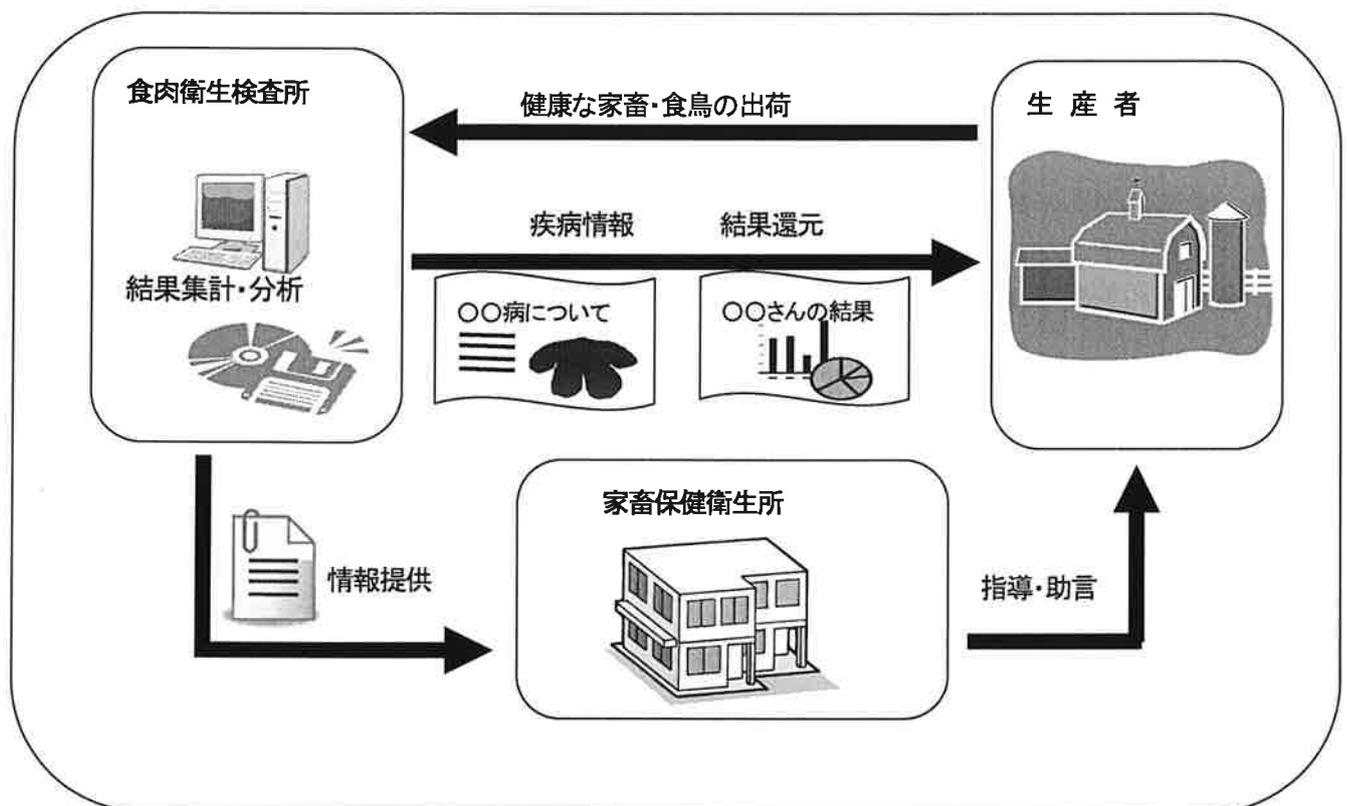
## 12 と畜場の衛生監視、指導

	内容	実施状況
センター	衛生チェック	月1回
	衛生合同会議	月1回
名護センター	場内監視	毎日
	衛生合同会議	月2回

### 1.3 と畜検査データの還元

検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、生産者等からの申請に基づきデータを還元しています。生産者が食肉検査データを活用することにより、生産性の向上と健康な家畜の生産に役立てることを目的としています。

	内 容	対 象	件数
中央食検	生産者別と畜検査結果	生産者	27
	届出伝染病発生状況報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	沖縄県食肉センター	251
北部食検	生産者別と畜検査結果	生産者	8
	届出伝染病発生状況報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	疾病発生状況報告（届出以外）	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	249



## II 食鳥検査業務の概要

### 1 検査羽数

平成20年度の食鳥検査羽数は、3,838,842羽であった。

前年度に比較して、3.0%(111,433羽)の増加であった。

種類別では、ブロイラー3,396,409羽、成鶏442,433羽であった。

処理場別では、沖縄食鶏加工1,878,739羽、中央食品加工1517,670羽、食鳥流通センター442,433羽であった。

### 2 食鳥検査結果に基づく措置

ブロイラーでは、とさつ・内臓の摘出禁止26,617羽(検査羽数の0.8%)、全部廃棄19,708羽(0.6%)、一部廃棄98,809羽(2.9%)であった。

成鶏では、とさつ・内臓摘出禁止9,673羽(2.2%)、全部廃棄4,981羽(1.1%)、一部廃棄5,461羽(1.2%)であった。

### 3 食鳥処理場

食鳥処理場(年間処理羽数30万羽以上)は、中央食肉衛生検査所管轄が2処理場、北部食肉衛生検査所管轄が1処理場で、認定小規模食鳥処理場は、中央食肉衛生検査所管轄が8処理場(休止届2施設)、北部食肉衛生検査所管轄17処理場(休止届6施設)である。

### 4 細菌汚染調査

食鳥処理場の器具、機材及び食鳥と体について拭き取り検査を随時実施し、検査項目として一般細菌、大腸菌群、サルモネラ、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌について検査を行っている。

### 5 食鳥処理場の衛生指導及び衛生教育

大規模食鳥処理場の作業従事者と、認定小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者について食鳥肉の衛生管理及び処理技術の向上、食品衛生全般について衛生教育、衛生指導を行っている。

1 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止または廃棄したもの

(プロイラー)

		合 計			沖縄食鶏			中央食品			
検 査 羽 数		3, 396, 409			1, 878, 739			1, 517, 670			
処 分 実 羽 数		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
		26, 617	19, 708	98, 809	14, 927	15, 181	10, 478	11, 690	4, 527	88, 331	
疾 病 別 羽 数	ウ イ ル ス	鶏痘									
		伝染性気管支炎									
		伝染性喉頭気管支炎									
		ニューカッスル病									
		鶏白血病									
		封入体肝炎									
		マレック病	157	883			734		157	149	
		その他									
	細 菌	大腸菌症		9, 816			8, 800			1, 016	
		伝染性コリネバ									
		サルモネラ症									
		ブドウ球菌症		69			12			57	
		その他									
	そ の 他 の 疾 病	膿毒症									
		敗血症		955			795			160	
		真菌症									
		原虫病									
		寄生虫病									
		変性	8, 044	780	10, 347	6, 827	648	3	1, 217	132	10, 344
		尿酸塩沈着症									
		水腫									
		腹水症	2, 401	564		1, 829	433		572	131	
		出血	189	184	1, 230	30	88	260	159	96	970
		炎症	3, 993	4, 132	86, 770	1, 645	1, 977	10, 174	2, 348	2, 155	76, 596
		腫瘍		27	440		3	19		24	421
		異常体温									
		黄疸									
		外傷	108	59	22	1	59	22	107		
		中毒諸症									
		削瘦及び発育不良	10, 440	2, 071		3, 933	1, 530		6, 507	541	
		放血不良	1, 064	159		490	93		574	66	
		湯漬過度	221	9		172	9		49		
		その他									
	計	26, 617	19, 708	98, 809	14, 927	15, 181	10, 478	11, 690	4, 527	88, 331	

(成鶏)

			合 計			食鳥流通センター		
検 査 羽 数			442,433			442,433		
処 分 実 羽 数			禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
			9,673	4,981	5,461	9,673	4,981	5,461
疾 病 別 羽 数	ウ イ ル ス	鶏痘						
		伝染性気管支炎						
		伝染性喉頭気管支炎						
		ニューカッスル病						
		鶏白血病		19			19	
		封入体肝炎		15			15	
		マレック病		24			24	
		その他						
	細 菌	大腸菌症		73			73	
		伝染性コリーザ						
		サルモネラ症						
		ブドウ球菌症						
		その他						
	そ の 他 の 疾 病	膿毒症						
		敗血症		13			13	
		真菌症						
		原虫病						
		寄生虫病						
		変性			1,400			1,400
		尿酸塩沈着症						
		水腫			84			84
		腹水症	2,853	374		2,853	374	
		出血	2	88	2,472	2	88	2,472
		炎症	954	1,454	984	954	1,454	984
		萎縮			39			39
		腫瘍		2,725	482		2,725	482
		異常体温						
		黄疸						
		外傷	699	54		699	54	
		削瘦及び発育不良	1,250	138		1,250	138	
		放血不良	3,915	2		3,915	2	
		湯漬過度						
その他			2			2		
計			9,673	4,981	5,461	9,673	4,981	5,461

## 2 月別検査羽数及び廃棄状況

月	合 計		沖縄食鶏		中央食品		食鳥流通センター	
	検査羽数	禁止・全部 廃棄数及び 廃棄率 (%)	検査羽数	禁止・全 部廃棄数 及び廃棄 率 (%)	検査羽数	禁止・全部 廃棄数及び 廃棄率 (%)	検査羽数	禁止・全部 廃棄数及び 廃棄率 (%)
4	317,685	4,118 (1.30)	158,983	2,373 (1.49)	131,902	1,056 (0.80)	26,800	689 (2.57)
5	334,082	3,923 (1.17)	152,269	1,496 (0.98)	137,557	1,378 (1.00)	44,256	1,049 (2.37)
6	313,997	3,143 (1.00)	144,836	930 (0.64)	123,509	1,022 (0.83)	45,652	1,191 (2.60)
7	341,325	4,028 (1.18)	156,051	1,982 (1.27)	136,087	952 (0.70)	49,187	1,094 (2.22)
8	300,359	4,309 (1.43)	151,706	2,321 (1.53)	121,374	1,046 (0.86)	27,279	942 (3.45)
9	297,654	3,941 (1.32)	157,398	2,434 (1.55)	126,716	976 (0.77)	13,540	531 (3.92)
10	331,460	4,894 (1.48)	162,120	2,702 (1.67)	124,635	970 (0.78)	44,705	1,222 (2.73)
11	343,434	6,929 (2.02)	160,908	2,746 (1.71)	125,635	1,269 (1.01)	56,891	2,914 (5.12)
12	342,823	5,118 (1.49)	181,972	1,751 (0.96)	133,242	1,653 (1.24)	27,609	1,714 (6.20)
1	315,800	9,774 (3.09)	145,972	6,133 (4.2)	123,336	2,181 (1.77)	46,492	1,460 (3.14)
2	284,346	5,630 (1.98)	141,294	2,945 (2.08)	113,974	1,883 (1.65)	29,078	802 (2.75)
3	315,877	5,172 (1.64)	165,230	2,295 (2.18)	119,703	1,831 (1.53)	30,944	1,046 (3.38)
合 計	3,838,842	60,979 (1.59)	1,878,739	30,108 (1.60)	1,517,670	16,217 (1.07)	442,433	14,654 (3.31)

### 3 食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）

		合 計	沖縄食鶏 (ブロイラー)	中央食品 (ブロイラー)	食鳥流通センター (成 鶏)
検査羽数		3,838,842	1,878,739	1,517,670	442,433
処分実羽数		165,249	40,586	104,548	20,115
内 訳	禁 止	36,290	14,927	11,690	9,673
	全部廃棄	24,689	15,181	4,527	4,981
	一部廃棄	104,270	10,478	88,331	5,461

### 4 食鳥処理場の現状

		合 計	沖縄食鶏	中央食品	食鳥流通センター
検 査 羽 数	ブロイラー	3,396,409	1,878,739	1,517,670	
	成 鶏	442,433			442,433
	あひる	18			18
	七面鳥	0			
	計	3,838,860	1,878,739	1,517,670	442,451
操 業 日 数		736	269	259	208
一日処理能力		23,000	12,000	8,000	3,000
月平均処理羽数		319,905	156,562	126,473	36,871
延べ検査員数		1,497	546	532	419
一日当たり検査員数		6	2	2	2
一日当たり検査羽数		5,216	6,984	5,860	2,127

### 5 食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄食鶏	検査員数	546	46	48	42	48	44	46	46	46	50	44	40	46
	開場日数	269	23	23	21	23	22	23	23	22	24	22	20	23
中央食品	検査員数	532	44	45	42	50	49	44	44	42	46	42	40	44
	開場日数	259	21	22	21	22	22	22	22	21	23	21	20	22
食鳥流通 センター	検査員数	419	28	38	40	46	34	22	38	48	26	38	28	33
	開場日数	208	14	19	20	23	17	11	19	23	13	19	14	16

## 6 10年間の食鳥検査羽数(沖縄県全体と同一)

処理場名	鳥種	計	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総数		36,851,643	3,890,848	3,870,168	3,708,673	3,627,100	3,441,605	3,501,926	3,606,431	3,638,641	3,727,409	3,838,842
食鳥流通 センター	成鶏	4,703,602	419,708	449,165	493,404	471,536	480,320	488,849	504,315	489,907	463,965	442,433
沖縄食鶏	ブロイラー	18,409,907	2,102,981	2,051,335	1,862,496	1,763,637	1,677,352	1,730,234	1,758,121	1,791,472	1,793,540	1,878,739
	成鶏	17		17								
中央食品	ブロイラー	13,738,069	1,368,124	1,369,651	1,352,760	1,391,927	1,283,933	1,282,843	1,343,995	1,357,262	1,469,904	1,517,670
	成鶏	5	5									
	あひる	43	30		13							

## 7 認定小規模食鳥処理場

### (1) 処理場数(とさつ一貫処理)

	合 計	鶏 処理施設	あひる 処理施設	鶏・あひる 処理施設	鶏・あひる・七面鳥 処理施設
中央食検	8(2)	3	1(1)	3(1)	1
北部食検	17(6)	4(3)	1	6(3)	6
合 計	25(8)	7(3)	2(1)	9(4)	7

\*注 ( ) 内の数字は休止中の処理施設で内数である

### (2) 確認(処理)状況

(中央食検管内)

	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
確認羽数	成鶏	541	645	693	1,018	704	696	822	727	977	744	479	444	8,490
	あひる	25	8	9	12	0	30	74	10	25	0	55	47	295
禁止・全部 廃棄数及び 廃棄率 (%)	成鶏	7	4	10	11	13	8	11	8	13	10	13	11	119
		(1.3)	(0.6)	(1.4)	(1.1)	(1.8)	(1.1)	(1.3)	(1.1)	(1.3)	(1.3)	(2.7)	(2.5)	(1.4)
	あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

( 北部食検管内 )

	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
確認羽数	成鶏	5,146	4,583	5,484	4,191	6,136	4,615	4,180	6,769	5,588	6,777	4,584	5,399	63,452	
	あひる	105	118	130	261	352	476	376	406	318	170	209	7	2,928	
	七面鳥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
禁止・全部廃棄数及び廃棄率(%)	成鶏	175	186	284	231	392	265	129	365	304	433	256	414	3,434	
		(3.4)	(4.1)	(5.2)	(5.5)	(6.4)	(5.7)	(3.1)	(5.4)	(5.4)	(6.4)	(5.6)	(7.7)	(5.4)	
	あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.7)	(0.0)	(0.5)
	七面鳥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

## (3) 処理場別の処理羽数

	名 称	成 鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
中 央 食 検	1 松本食鳥加工店※					0
	2 アヒル園とけし			108		108
	3 仲座養鶏場	2,270				2,270
	4 上原養鶏場	5,691				5,691
	5 中川牧場	29		187		216
	6 (有) 沖縄ダチョウ処理場					0
	7 県立南部農林高校	500				500
	8 丸嘉合鴨農園※					0
北 部 食 検	1 徳安食品※					0
	2 (有) ニワトリ牧場※					0
	3 めんどり屋※					0
	4 瑞雲自然園※					0
	5 安室養鶏場ヤンバル農場	14,320				14,320
	6 瀬宮食鳥処理センター	41,190				41,190
	7 安村食肉販売店※					0
	8 森山農場食鳥処理場	312				312
	9 高江食鳥処理場			55		55
	10 丸武物産	5				5
	11 玉城養鶏場	6,734				6,734
	12 アガリエ			5		5
	13 名嘉食品			159		159
	14 やんばる食鳥処理場※					0
	15 食鳥処理センター松林			66		66
	16 農業生産法人(有) 乙羽ファーム			891		891
	17 伊江農産			2,643		2,643
総計(26施設)		71,051	0	4,114	0	75,165

※休止中

(4) 立入検査件数

	立入検査処理場数	立入検査件数
中央食検	5	5
北部食検	9	9

8 食鳥処理場の衛生指導・衛生講習会等

処理場名	名 称	開催月日	対 象 者	人数	内 容
食鳥流通センター	衛生講習会	8月28日	食鳥処理場関係者 及び従事者	14	拭き取り検査結果について 食中毒予防について
沖縄食鶏	衛生講習会	9月3日	” ”	77	拭き取り検査結果 食中毒菌とその対策
中央食品	衛生講習会	8月22日	食鳥処理従事者	97	拭取り検査結果 消毒の方法について

### Ⅲ 精密検査業務の概要

#### 1 保留に係る精密検査業務実績

本年度、中央食検は牛 164 頭、豚 788 頭、合計 952 頭、北部食検は牛 2 頭、豚 363 頭、山羊 1 頭、合計 366 頭について保留に係る精密検査を実施した。

牛では白血病 2 頭、その他の悪性腫瘍 5 頭、敗血症 3 頭、黄疸 2 頭であった。

豚ではサルモネラ症が 269 頭（中央 244 頭、北部 25 頭）ともっとも多く、次いで豚丹毒の 234 頭（中央 138 頭、北部 96 頭）、トキソプラズマ病 97 頭（中央 23 頭、北部 74 頭）の順であった。

(中央食検)

畜種	病類	検査頭数	精密検査内容			検査結果		
			細菌	病理・寄生虫	理化学	全部廃棄	合格	
牛	白血病	2		2		2		
	水腫	1			1	1		
	黄疸	2			2	2		
	その他の悪性腫瘍	4		4		4		
	敗血症	3	3			2	1	
	残留抗生物質	152			152		152	
	小計	164	3	6	155	11	153	
馬								
	小計							
豚	膿毒症	8	8			7	1	
	敗血症	抗酸菌	55		55		28	27
		その他の細菌	15	15			10	5
	豚丹毒	じん麻疹型	22	22			18	4
		関節炎型	111	111			42	69
		心内膜炎型	4	4			4	
		敗血症型	1	1			1	
	小計	138	138			65	73	
	豚赤痢	3	3			2	1	
	サルモネラ症	244	244			156	88	
	トキソプラズマ病	23		23		14	9	
	住肉孢子虫症	18		18		12	6	
	尿毒症							
	黄疸	3				1	2	
	筋肉変性	4				4		
悪性黒色腫	3		3		2	1		
残留抗生物質	274			274		274		
小計	788	408	99	274	301	487		
合計	952	411	105	429	312	640		

(北部食検)

畜種	病類	検査頭数	精密検査内容			検査結果		
			細菌	病理・寄生虫	理化学	全部廃棄	合格	
牛	白血病							
	水腫							
	黄疸							
	その他の悪性腫瘍	1		1		1		
	敗血症							
	残留抗生物質	1			1		1	
	小計	2		1	1	1	1	
山羊	サルモネラ症	1	1				1	
	小計	1	1				1	
豚	膿毒症	22	22			20	2	
	敗血症	抗酸菌	19		19		1	18
		その他の細菌	4	4			2	2
	豚丹毒	じん麻疹型	6	6			3	3
		関節炎型	89	89			20	69
		心内膜炎型	1	1				1
		敗血症型						
	小計	96	96			23	73	
	豚赤痢							
	サルモネラ症	25	25			7	18	
	トキソプラズマ病	74		74		64	10	
	住肉孢子虫症	1		1			1	
	黄疸	2			2	2		
	筋肉変性	9				9		
	白血病	1		1		1		
	悪性黒色腫	2		2			2	
	その他の悪性腫瘍	1		1		1		
	中毒諸症	2			2		2	
	残留抗生物質	105			105		105	
	小計	363	147	98	109	130	233	
合計	366	148	99	110	131	235		

## 2 伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務実績

本県におけるTSEスクリーニング検査はすべて中央食肉衛生検査所で行っている。  
平成20年度は牛4,497頭、山羊1,506頭、その結果すべて陰性であった。

### (1) 牛

#### ア) 検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総計	計	4,497	364	326	265	418	344	384	457	416	462	381	286	394
	和牛	3,728	301	283	228	348	298	327	362	354	374	309	215	329
	乳牛	690	62	38	34	56	41	49	92	56	80	67	56	59
	その他	79	1	5	3	14	5	8	3	6	8	5	15	6
中央食検	計	2,504	203	187	136	237	190	228	261	228	224	237	164	209
	和牛	1,763	141	146	99	169	146	173	168	172	142	166	96	145
	乳牛	674	61	37	34	54	40	49	91	53	75	66	56	58
	その他	67	1	4	3	14	4	6	2	3	7	5	12	6
北部食検	計	111	6	8	7	9	9	6	8	11	21	10	8	8
	和牛	108	6	8	7	9	9	6	8	11	19	10	7	8
	乳牛	2									2			
	その他	1											1	
八重山	計	1,414	119	108	92	132	112	115	143	134	149	105	81	124
	和牛	1,399	119	107	92	131	111	113	141	131	146	105	79	124
	乳牛	5				1			1		3			
	その他	10		1			1	2	1	3			2	
宮古	計	438	30	22	28	36	32	33	41	40	67	28	31	50
	和牛	428	29	21	28	35	31	33	41	37	66	27	31	49
	乳牛	9	1	1		1	1			3		1		1
	その他	1									1			
久米島	計	30	6	1	2	4	1	2	4	3	1	1	2	3
	和牛	30	6	1	2	4	1	2	4	3	1	1	2	3
	乳牛	0												

#### イ) 検査年齢別内訳頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総計	計	4,497	364	326	265	418	344	384	457	416	462	381	286	394
	ア	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ	3,343	268	216	186	293	256	266	350	304	360	306	229	309
	ウ	1,152	95	109	79	125	88	118	107	112	102	75	57	85

ア：生後24ヶ月齢以上のうち、生体検査において運動障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

イ：生後30ヶ月齢以上の牛

ウ：その他の（ア及びイ以外）の牛

(2) 山羊

ア) 検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総計	1,506	138	115	126	147	108	133	149	123	121	101	116	129
北部食検	726	60	46	62	68	46	67	81	63	54	45	76	58
八重山	225	23	18	21	18	20	17	26	21	14	19	9	19
宮古	388	33	33	27	44	32	31	30	29	39	26	25	39
久米島	167	22*	18	16	17	10	18	12	10	14	11	6	13

※めん羊1頭含む

イ) 検査内訳頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総計	計	1,506	138	115	126	147	108	133	149	123	121	101	116	129
	ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ	1,506	138	115	126	147	108	133	149	123	121	101	116	129
	ウ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア： 症状を呈するめん羊及び山羊

イ： その他のめん羊及び山羊

ウ： 12ヶ月齢未満のめん羊及び山羊で検査を実施しなかった頭数

### 3 微生物室業務実績

細菌性疾病の疑いのある保留獣畜について、細菌学的検査を行っている。保留獣畜の検査は、中央食検では、豚 400 頭、北部食検では、豚 125 頭であった。

また、衛生的処理の確認検査として、施設や枝肉の拭き取り検査及び牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査等を行っている。

#### (1) 保留検体の精密検査

畜種	病類	中央食検			北部食検			
		検査頭数	培養検査	PCR検査	検査頭数	培養検査	PCR検査	
豚	敗血症	15	15		4	4		
	豚丹毒	じん麻疹型	22	22		6	6	
		関節炎型	111	111		89	89	
		心内膜炎型	4	4		1	1	
		敗血症型	1	1				
	豚赤痢	3	3	29				
	サルモネラ症	244	244		25	25		
合計	400	400	29	125	125	0		

#### (2) 拭き取り検査

##### ア) 施設・処理工程

(中央食検)

実施施設 (畜種)	調査ポイント数	大腸菌群 陽性数	食中毒原因菌 (陽性数)		
			黄色ブドウ球菌	サルモネラ	カンピロバクター
(株) 沖縄食鶏加工	21	5	NT	0	0
(株) 沖縄県鶏卵食鳥流通センター	9	3	NT	2	1
計	30	8	0	2	1

(北部食検)

実施施設 (畜種)	調査ポイント数	大腸菌群 陽性数	食中毒原因菌 (陽性数)		
			黄色ブドウ球菌	サルモネラ	カンピロバクター
中央食品加工 (プロイラー)	14	4	NT	0	6
計	14	4	0	0	6

※大腸菌群数は有効数以上のものを陽性とした。 NT：検査未実施

イ) 枝肉

(中央食検)

畜種	検体数	大腸菌群陽性数	食中毒原因菌(陽性数)		
			黄色ブドウ球菌	サルモネラ	カンピロバクター
牛	48	7	NT	NT	NT
豚	80	0	NT	NT	NT
鶏(ブロイラー)	45	19	NT	10	28
鶏(成鶏)	23	7	NT	1	12
計	196	33	NT	11	40

※大腸菌群数は有効数以上のものを陽性とした。 NT:検査未実施

(北部食検)

畜種	検体数	大腸菌群陽性数	食中毒原因菌		
			黄色ブドウ球菌	サルモネラ	カンピロバクター
牛	20	2	NT	NT	NT
豚	80	0	NT	NT	NT
山羊	32	0	NT	NT	NT
鶏(ブロイラー)	20	11	NT	0	10
計	152	13	0	0	10

※大腸菌群数は有効数以上のものを陽性とした。(鶏は除く) NT:検査未実施

(3) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)残留量調査

牛解体処理工程において脳・脊髄が適切に洗浄・除去されているか確認するために中枢神経系の細胞マーカーであるグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量測定を行っている。

牛枝肉(中央食検24頭、北部食検9頭、宮古18頭、八重山27頭、久米島5頭)の頸椎周囲と外側腹部についてGFAP残留量を測定した。

(4) 検査技術の検証

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む特別な試験品から当該微生物を検出、分離、同定する技術の検証を行っている。

第1回

検査項目(定性試験):大腸菌群の有無、黄色ブドウ球菌の有無、*E. coli*の有無、サルモネラ菌の有無

試料:模擬食材

第2回

検査項目(定性試験):細菌数測定、大腸菌群の有無

試料:牛乳

#### 4 病理室業務実績

病理室では、肉眼及び組織学的検索を必要とする検体の病理組織学的検査を行っている。

保留検査に係る検査は、中央食検では豚32頭、牛6頭、北部食検では豚5頭、牛1頭であった。

(中央食検)

病理組織学的検査総数 (外部依頼検体を含む)		357	
炎症		308	
腫瘍		21	
変性		12	
その他		16	
畜種	区分	診断名	件数
豚	炎症	抗酸菌症 (2) で詳細	28
		細菌性心内膜炎	13
		寄生虫性間質性肝炎	12
		肉芽腫性肝炎	2
		化膿性肉芽腫性肝炎	1
		抗酸菌による肉芽腫性肝炎	1
		肝の多発性巣状壊死	55
		内、サルモネラによる	148
		トキソプラズマによる	7
		壊死性肝炎	4
		その他の肝炎	9
		胸膜性肺炎	1
		間質性肺炎	2
		カタル性肺炎	1
	その他の肺炎	1	
	間質性腎炎	5	
	慢性腎炎	1	
	嚢胞腎炎	1	
	腎盂腎炎	2	
	腫瘍	悪性黒色腫	2
	変性	肝の混濁腫脹	4
		肝の脂肪変性	3
		肝の空胞変性	2
		腎のアミロイド変性	1
	その他	肝のリンパ濾胞	2
		肝硬変	1
		全身性出血	3
皮膚のメラノーシス		2	
肝のうっ血		1	

畜種	区分	診断名	件数
豚	その他	肝の結節性過形成	1
		精巢の異所形成	1
小計			317
牛	炎症	アクチノバチルス症	2
		化膿性肝炎	1
		細菌性心内膜炎	2
		線維索性化膿性心外膜炎	1
		増殖性好酸球性小葉間静脈炎	1
	腫瘍	白血病	2
		全身性の悪性腫瘍	4
		骨化性線維腫	1
	変性	筋肉変性・水腫	1
	その他	心臓の住肉胞子虫	1
小計			16
鶏	炎症	皮膚炎	2
		壊死性肝炎	1
	腫瘍	マレック病	7
		リンパ性白血病	2
		卵管腺癌	1
		平滑筋腫	1
	変性	肝の脂肪変性	1
その他	羽乳頭	1	
小計			16
馬	その他	肝砂粒症	1
	小計		

外部依頼検体

牛	炎症	細菌性心内膜炎	1
		アクチノバチルス症	1
		放線菌症	1
	腫瘍	生殖器原発を疑う腺癌	1
	その他	肝の嚢胞	1
第1胃の双口吸虫寄生		1	
合計			6

病理組織学的検査総数 (外部依頼検体を含む)		41	
炎症		31	
腫瘍		4	
変性		3	
その他		3	
畜種	区分	診断名	件数
豚	炎症	抗酸菌症 (2)で詳細	1
		壊死性化膿性肝炎	8
		壊死性肝炎	6
		化膿性肝炎	2
		肉芽腫性肝炎	3
		出血性壊死	3
		間質性肝炎	2
		抗酸球性肝炎	1
		好酸菌による肉芽腫性肝炎	1
		慢性間質性腎炎・慢性脾炎	1
	腫瘍	悪性黒色腫	2
		悪性腫瘍	1
	変性	筋脂肪症	1
肝の脂肪変性		1	

畜種	区分	診断名	件数
豚	その他	不明・アレルギー-疑い	1
		腎のうっ血・循環障害	1
		異常なし	1
小計			36
牛	腫瘍	その他の悪性腫瘍	1
	小計		
山羊	炎症	化膿性壊死性肝炎	1
	小計		

## 外部依頼検体

畜種	区分	診断名	件数
鶏	炎症	好酸球性皮膚炎	1
		筋胃炎症	1
	変性	筋肉変性	1
小計			3

## (2) 豚の抗酸菌症保留検査

抗酸菌症の保留検査として75頭を検査し、そのうち32頭について病理組織学的検査及び菌検索を行った。

## 検査結果

- ・病理組織学的検査を行った32頭のうち、29頭 (90.6%) が全部廃棄となった。
- ・抗酸菌症特有の組織病変の有無は、部位別に次のとおりである。

腸間膜Ly 32検体		肝臓 32検体		肝付属Ly 30検体	
有	無	有	無	有	無
30	2	30	2	12	18

肺 30検体		肺付属Ly 32検体		浅頸Ly 30検体	
有	無	有	無	有	無
0	30	30	2	6	24

脾臓 30検体		脾付属Ly 28検体		鼠径Ly 30検体	
有	無	有	無	有	無
1	29	0	28	13	17

内腸骨Ly 28検体		膝下Ly 29検体		腸骨下Ly 30検体	
有	無	有	無	有	無
0	28	1	28	1	29

## 5 理化学室業務実績

中央食検では病畜及び保留検体の精密検査、残留抗菌性物質モニタリング検査（独自モニタリング検査）及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）を、北部食検では独自モニタリング検査を行っている。

中央食検では平成 20 年度において、病畜及び保留検体の残留抗菌性物質検査を実施した結果、7 頭（14 検体）が分別推定法陽性であった。独自モニタリング検査では、2 頭（4 検体）が分別推定法陽性であった。厚生労働省通知モニタリング検査では、サルファ剤について検査継続中である牛筋肉 2 検体及び鶏筋肉 3 検体を除きすべて陰性であった。

外部精度管理では、（財）食品薬品安全センターから案内のあった鶏筋肉によるスルファジミジン試験の検査を行った。

### （1）理化学室業務内容（中央食検）

#### ア 病畜及び保留検体の精密検査

残留抗菌性物質検査（現場試験室の直接法で陽性あるいは疑陽性の検体）  
筋肉内水分含有量

#### イ 外部精度管理検査

スルファジミジン検査（鶏筋肉）

#### ウ 残留有害物質検査に関すること

厚生労働省通知及び独自モニタリング検査  
抗生物質検査に必要な菌の継代、菌液の作製  
抗生物質検査に使用する培地の作成（M.L.、B.S.、B.M.）

#### エ GLP 関係作業

SOP の作成  
精度管理作業  
記録簿の整理・保管

### （2）理化学業務実施状況

#### ア 病畜及び保留検体の精密検査（中央食検）

##### （ア）残留抗菌性物質検査

病畜として搬入された豚および牛については原則として全頭、残留抗菌性物質検査を行っている。

	牛			合計
	筋肉	腎臓	肝臓	
簡易検査（直接法）	152	150	151	453
陽性数	0	0	0	0

	牛			合計
	筋肉	腎臓	肝臓	
分別推定法	0	0	0	0
陽性数	0	0	0	0

	豚			合計
	筋肉	腎臓	肝臓	
簡易検査（直接法）	274	274	0	548
陽性数	0	9	0	9

	豚			合計
	筋肉	腎臓	肝臓	
分別推定法	7	7	0	14
陽性数	7	7	0	14

イ 外部精度管理検査：スルファジミジン検査（中央食検）

鶏筋肉 1 検体×5 回

ウ 残留有害物質モニタリング検査

（ア）厚生労働省通知モニタリング検査

（中央食検）

		牛		豚		鶏		乳	蜂 蜜	鶏 卵	マ ダ イ	エ ビ	合 計
		筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓						
抗生物質 （抽出法）	検査数	20	20	30	30	30	30	24	9	28	4	10	235
	陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テトラサイクリン系 <sup>1)</sup>	検査数							24					24
	陽性数							0					0
サルファ剤 <sup>2)</sup>	検査数	20 <sup>3)</sup>		30		30 <sup>3)</sup>					4		84
	陽性数	0		0		0					0		0
オキシリン酸 チアンフェニコール	検査数	20		30		30						10	90
	陽性数	0		0		0						0	0
ジフラゾン フラゾリドン	検査数			30									30
	陽性数			0									0
オルメトプリム トリメトプリム ピリメタン	検査数												0
	陽性数												0
フルベンダゾール	検査数									28			28
	陽性数									0			0

1) クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン

2) スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシ、スルファジメトキシシ、スルファキノキサリン

3) 検査継続中の牛筋肉 2 検体及び鶏筋肉 3 検体を含む

(イ) 独自モニタリング検査

(中央食検)

	豚		合計
	筋肉	腎臓	
検査数	240	240	480
陽性数	2	2	4

※分別推定法陽性のものを陽性数とした。

(北部食検)

	豚		合計
	筋肉	腎臓	
検査数	120	120	240
陽性数	0	0	0

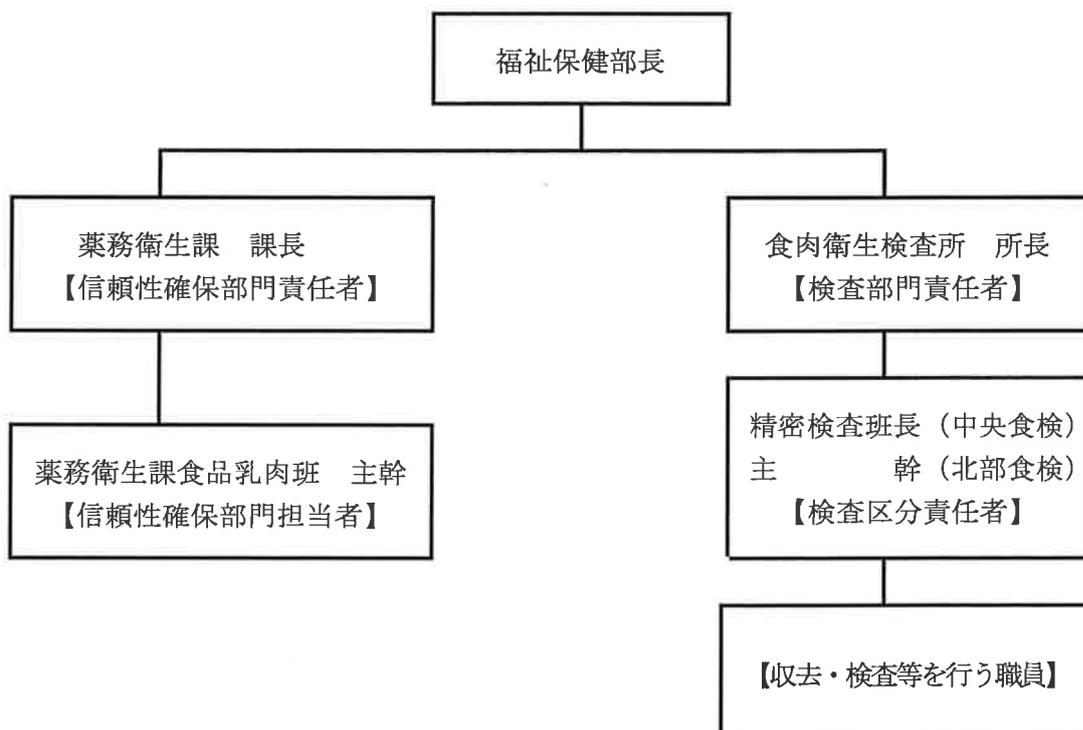
※分別推定法陽性のものを陽性数とした。

(3) GLP (業務管理) について

平成 8 年に食品衛生法施行令の一部改正により、食品衛生検査施設における検査等の業務管理 (以下 GLP) が義務づけられた。

当検査所では「沖縄県の食品衛生検査施設における検査等の業務管理要綱」に基づき、平成 10 年 7 月より実施している。

〈 中央・北部食肉衛生検査所 GLP 組織図 〉



### 第3章 研修及び調査研究



# 1 研修及び講習会

## (1) 県内

研 修	場 所	期 日	出 席 者
保健所等技術研修会	大里村	平成20年5月19日～23日	中央：中込秀子、大兼英子、照屋理香、仁平真由美、仲村清崇、北野崇 北部：佐々木哲、安座間夏紀 山元朝香、稲葉千恵
食品衛生講習会	那覇市	6月11日	中央：玉城正幸、銘苺愛美、大兼英子、玉寄弘、津田彩子、工藤奈々、嘉数治 北部：安座間明日香、下村文二郎、佐々木哲、安座間夏紀
沖縄県獣医学会	那覇市	7月5日	(発表者) 中央：玉城正幸、大場三緒子
沖縄県衛生監視員研修会	那覇市	7月25日	(発表者) 中央：仲村清崇 北部：安座間明日香
LC-VP シリーズメンテナンス講習会	宜野湾市	8月19日	中央：中込秀子、照屋理香、仲村清崇
九州地区獣医師大会	那覇市	10月12日	中央、北部職員
食肉衛生技術研修会	那覇市	平成21年2月18日	中央、北部職員 (発表者) 中央：銘苺愛美、大兼英子、後藤紀子、津田彩子、仲村清崇、北野崇 北部：喜屋武向子、下村文二郎、稲葉千恵
○ 特別講演 「対米輸出牛肉関係業務の導入から現在の取組みについて」 講師 群馬県食肉衛生検査所 係長 中村広文			
と畜場視察	石垣市	3月12日～13日	中央：工藤奈々

## (2) 県外

研 修	場 所	期 日	出 席 者
病理部会総会並びに研修会（全食協）	神奈川県	平成 20 年 5 月 16 日～17 日	中央：津田彩子、仁平真由美 北部：下村文二郎
LCsolution 操作講習会	京都市	6 月 11 日～12 日	中央：中込秀子、照屋理香
短期研修食肉検査コース （国立保健医療科学院）	埼玉県	6 月 16 日～ 7 月 11 日	中央：銘苺愛美
HPLC 講習会	神奈川県	8 月 28～29 日	中央：仲村清崇
理化学部会総会並びに研修会（全食協）	静岡県	10 月 10 日	中央：中込秀子、仲村清崇 北部：平良雅克
病理部会研修会（全食協）	神奈川県	11 月 13 日～14 日	中央：森河隆史、津田彩子 北部：山元朝香
九州地区食肉衛生検査所 協議会	佐賀県	11 月 20 日～21 日	中央：渡口政司、富永正哉、大場三緒子 照屋理香、津田彩子 北部：長田悦朗、田端亜樹
微生物部会総会並びに研修会（全食協）	茨城県	11 月 21 日	中央：玉城正幸、稲嶺美奈子 北部：佐々木哲
食肉衛生検査技術研修会 ・食肉衛生発表会（全国）	東京都	平成 21 年 1 月 19 日～21 日	中央：片岡京子、銘苺朋子 北部：小田英治
食鳥肉衛生検査技術研修会 ・衛生発表会（全国）	東京都	1 月 26 日～27 日	中央：銘苺愛美、新垣尚美、仁平真由美 北部：多田雪宏
日本獣医師会学会年次大会	岩手県	2 月 22 日～24 日	中央：渡口政司、大野明美
と畜場視察	宮崎県	2 月 16 日	中央：渡口政司

## 2 調査研究発表演題一覧

### (1) 学会発表

演題	発表会	期日	発表者
県内と畜場に搬入された牛における牛白血病ウイルス保有調査	沖縄県獣医学会 (第39回)	平成20年7月5日	大場三緒子(中央)
<i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i> による豚の敗血症	沖縄県獣医学会 (第39回)	平成20年7月5日	玉城正幸(中央)
と畜場における豚のサルモネラ保菌状況及び処理工程における重要管理点の設定の検討	沖縄県衛生監視員研修会(第39回)	平成20年7月25日	仲村清崇(中央)
牛の腎臓	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第58回病理研修会	平成20年11月13日	津田彩子(中央)
新と畜検査システムによる生産者別情報還元	九州地区食肉衛生検査所協議会(第37回)	平成20年11月20日	津田彩子(中央)
ポジティブリスト制度施行後における病畜の扱いについて	九州地区食肉衛生検査所協議会(第37回)	平成20年11月20日	照屋理香(中央)

### (2) 食肉衛生技術研修会(第33回)

演 題	発 表 者
管内と畜場で多発した豚サルモネラ症	後藤紀子(中央)
と畜場に搬入された豚のサルモネラ保菌状況および薬剤感受性	大兼英子(中央)
Multiplex PCRを用いた <i>Salmonella</i> Typhimurium の迅速判定法の検討	北野崇(中央)
一斉試験法Iを用いた HPLC による殺鼠剤試験法の検討	仲村清崇(中央)
豚抗酸菌症の病変分布における病理学的考察	津田彩子(中央)
ヤギの筋肉からのトキソプラズマの分離	喜屋武向子(北部)
とさつ解体に使用されるナイフ等の温湯消毒効果の検証	稲葉千恵(北部)
採卵鶏の卵巣(キンカン)の衛生管理	銘苅愛美(中央)
学校での食肉衛生講習会の試み	下村文二郎(北部)

演題名：管内と畜場で多発した豚サルモネラ症

発表者名：後藤紀子<sup>1)</sup> 岩井愛子<sup>1)</sup> 大場三緒子<sup>1)</sup> 久高潤<sup>2)</sup>

発表者所属：1) 沖縄県中央食肉衛生検査所 2) 沖縄県衛生環境研究所

## 1. はじめに

*Salmonella Choleraesuis* (以下 SC) による豚サルモネラ症は不顕性感染で推移する場合が多く、と畜場で初めて発見される場合が多い。本菌による家畜のサルモネラ症は、届出伝染病であり、と畜場法では全廃棄処分となるため、経済的損失が大きい。

管内と畜場では過去 20 年間豚サルモネラ症の発生はなかったが、2008 年 5 月より、SC を原因とする豚サルモネラ症が多発している。そこで今回、疾病拡大防止の一助とするため疫学調査を実施し、分離された SC について薬剤感受性試験とパルスフィールドゲル電気泳動法 (以下 PFGE) を行い、若干の知見を得たので報告する。

## 2. 材料及び方法

2008 年 5 月から 11 月末までに、管内と畜場でと畜検査により SC が分離されサルモネラ症と診断された 133 頭 (17 農家) について疫学調査を行い、そのうち 1 農家 1 頭以上計 105 頭 105 株について薬剤感受性試験を行った。さらに、中央家畜保健衛生所から供与された 2 頭 2 株、県外食肉衛生検査所から供与された 12 頭 12 株 (横浜 1、鹿児島 2、宮崎 3、埼玉 5、群馬 1) についても検討を行った。薬剤感受性試験は、米国臨床検査標準委員会 (NCCLS) 抗菌薬ディスク感受性試験実施基準に基づき、感受性ディスク (BBL) を用いて、アンピシリン (ABPC)、ストレプトマイシン (SM)、テトラサイクリン (TC)、シプロフロキサシン (CPFX)、セフトリアキサール (CMZ)、クロラムフェニコール (CP)、ゲンタマイシン (GM)、コリスチン (CL)、ナジズク酸 (NA)、ホスホマイシン (FOM)、カナマイシン (KM)、スルファメトキサゾール・トリメトプリム合剤 (SXT) の 12 薬剤について実施した。PFGE は、薬剤感受性試験の結果を踏まえ、県内豚 20 頭 20 株、県外豚 8 頭 8 株について実施した。国立感染症研究所の方法に従い細胞を処理後、制限酵素 Xba-I にて DNA を切断し、電圧 6.0v/cm、パルスタイム 2.2~63.8 秒、泳動時間 19 時間、Buffer 温度 14°C の泳動条件にて行った。

## 3. 結果

県内の豚サルモネラ症発生農家は北部地域に限局する傾向にあったが (94%、16/17 農家)、11 月に南部地域に発生が認められた (6%、1/17 農家)。薬剤感受性試験の結果、県内株の耐性パターンは 3 パターンに分かれ、すべて 4 剤以上の多剤耐性を示した。PFGE の結果、1 株を除き県内株の DNA 切断パターンはすべて同一であった。異なるパターンを示した 1 株については、バンドの位置の違いは一本であり、Tenovar らの基準によると近縁種であると考えられた。県外株の DNA 切断パターンは 4 パターンに分かれ、横浜から供与された株は県内株と同一のパターンであった。

## 4. 考察およびまとめ

県外株との比較から、県内で多発している SC は全国的に発生している型の一つだと考えられた。また、県内株は由来が同一と思われ、農場から農場へと広がった可能性が示唆された。さらに、当初発生地域が北部地域に限局されていたが南部地域に広がったことにより、今後県内全域への疾病拡大が懸念される。

と畜場に搬入される保菌豚の存在はその個体のみならず、他の食肉への汚染が危惧されることから、今後、と畜場の衛生管理の強化のためにも感染経路の調査など家畜保健衛生所との連携協力を図っていきたい。

演 題 名：と畜場に搬入された豚のサルモネラ保菌状況および薬剤感受性

発 表 者 名：○大兼英子 玉城正幸 大野明美

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

平成 19 年度から当所が参加している厚生労働省科学研究事業の「豚の食肉処理の高度衛生管理に関する研究」では、豚の処理工程における重要な危害としてサルモネラを設定している。そこで、と畜場に搬入された豚のサルモネラ汚染の実態把握のために盲腸便における保菌状況、枝肉・と体の拭き取り検査、分離株の薬剤感受性試験を実施したので概要を報告する。

### 2. 材料及び方法

平成 19 年 11 月から 20 年 10 月に、管内と畜場に搬入された豚 250 頭 (79 農場) の盲腸便、60 頭 (23 農場) の枝肉および 50 頭 (9 農場) のと体をふき取り、研究班で指定された方法によりサルモネラの分離を行った。枝肉は内臓出し直後の骨盤腔及び胸骨剖面、と体は放血直後の腹部及び肛門周囲部を拭き取り部位とした。分離菌の血清型別及び薬剤感受性試験は秋田県健康環境センターにおいて実施した。薬剤感受性試験は ABPC、CAZ、CET、CFPM、CFX、CTX、FOM、IPM、KM、NFLX、TC、GM の計 12 種類のセンシディスクを用いて KB 法により実施し、*S. Typhimurium* (以下 *S.T*) と同定された株については definitive phage type 104 (以下 DT104) の確認のため、3 薬剤 (SM、CP、SX) を追加し、さらに DT104 特異遺伝子の検出を PCR 法で実施した。

### 3. 結果

盲腸便では 15 農場 (19.0%) の 17 頭 (6.8%) から 7 種類の血清型のサルモネラ 18 株が分離され、*S. Weltevreden* (以下 *S.W*) が最も多く 5 頭 (29.4%)、*S. Mbandaka* (以下 *S.M*) 及び *S. Derby* (以下 *S.D*) が 4 頭 (23.5%) であった。枝肉は 1 頭 (1.6%) から 1 種類の血清型 *S. Choleraesuis* (以下 *S.C*) が、と体からは 4 農場 (44.4%) の 11 頭 (22.0%) から 4 種類の血清型が 13 株分離され *S.T* が最も多かった。枝肉・と体から分離された血清型のうち盲腸便と同じ型を示したのはそれぞれ *S.C*・*S.T* と *S.M* であった。

薬剤感受性試験ではいずれかの薬剤に耐性を示す血清型が 32 株中 28 株 (87.5%) 認められた。薬剤耐性パターンは TC・SM・SX の 3 剤耐性を示した 10 株 (*S.T*)、ABPC・KM・TC の 3 剤耐性を示した 3 株 (*S.W* 株、*S.D* 株) ABPC・TC の 2 剤耐性を示した 2 株 (*S.C*)、それ以外は 13 株が TC に単剤耐性を示した。

### 4. 考察

保菌調査の結果から県内のサルモネラ汚染農場の存在が明らかとなり、盲腸便と同じ血清型が分離された枝肉・と体もあることから、保菌豚からの解体処理時における汚染の防止が重要であると思われた。盲腸便やと体から多く分離された *S.W* や *S.T* は本県におけるサルモネラ食中毒の上位をしめる血清型でありヒトへの危害の可能性が示唆された。今回 *S.T* において DT104 特異遺伝子は検出されず、県内の豚に DT104 が浸潤している可能性は低いと考えられたが、分離株の 87.5% が何らかの薬剤に耐性を示したことから今後のサルモネラ菌薬剤耐性化の動向を把握していくことは公衆衛生上重要であると考えられた。

演題名：Multiplex PCRを用いた *Salmonella* Typhimurium の迅速判定法の検討  
発表者名：○北野崇<sup>1)</sup> 銘苺朋子<sup>1)</sup> 大場三緒子<sup>1)</sup> 久高潤<sup>2)</sup>  
発表者所属：1) 中央食肉衛生検査所 2) 衛生環境研究所

### 1. はじめに

豚のサルモネラ感染症として、と畜場法及び家畜伝染病予防法で全部廃棄の対象に指定されている血清型には *Salmonella* Typhimurium (以下 *S. T*)、*Salmonella* Dublin、*Salmonella* Enteritidis、*Salmonella* Choleraesuis(以下 *S. C*)の4つがある。本県では平成20年5月より本症が多発しており、その原因菌の多くは *S. C* であるが *S. T* の発生も認められる。*S. T* は人間を含む哺乳類及び鳥類にも感染しうる公衆衛生上重要な細菌であるとともに近年多剤耐性株が出現し、その拡大が懸念されている。しかし通常の方法では本菌判定に7日、APIを用いた判定法でも6日を要する。今回 *S. T* 迅速判定の一助とすることを目的に、Multiplex PCR(以下MPCR)を用いた方法を検討したので報告する。

### 2. 材料及び方法

(1) 材料： *S. T* は沖縄県家畜衛生試験場(以下家衛試)で分離された2株および当所で分離された1株を用いた。*S. T* と同じ04血清型として、同じく家衛試で分離された *Salmonella* Agona(以下 *S. Agona*)2株、当所で分離した *Salmonella* Derby(以下 *S. Derby*)3株、群馬県食肉衛生検査所で分離された *Salmonella* Schwarzengrund(以下 *S. Schwarzengrund*)1株を用いた。

(2) 方法： Youngら(Jpn J Infect Dis. 2003 Aug;56(4):151-5)を参考に、QUIAGEN Multiplex PCR KITを用いてアルカリ熱抽出法でDNAを抽出した。

プライマー(invitrogen社)と増幅領域は以下の通りである。

Rfbj...04抗原(663bp) Flic...H1:i抗原(183bp) Fljb...H2:1,2抗原(526bp)

増幅サイクル数をYoungらの方法の5/6(25回)に、プライマー濃度をQUIAGEN社推奨の1/2(0.1 pmol/ $\mu$ l)に設定しPCRを行った。反応後、アガロースゲル電気泳動で得た増幅産物を確認した。

### 3. 結果

*S. T* からは04抗原、H1:i抗原、H2:1,2抗原の各領域に増幅産物を確認した。一方、*S. Agona*、*S. Derby*、*S. Schwarzengrund* では04抗原領域にのみ増幅産物が確認できた。

### 4. 考察

2000種以上知られている血清型の中で04:i:1,2の抗原組み合わせを有するのは *S. T* のみであるため、MPCR法は本菌の判定に有効と考えられる。MPCR法は採材から4日で結果を得ることが可能であり、迅速性において現行法及びAPIを用いた方法より優れている。さらに安価に利用できる上、手技も平易である。今後、分離株の多くを占める *S. C* に対するMPCRを用いた迅速判定法の検討も含め、さらに例数を増やし検査実績を重ねていきたい。

演題名：一斉試験法 I を用いた HPLC による殺鼠剤試験法の検討

発表者名：○仲村清崇 照屋理香 中込秀子

発表者所属：中央食肉衛生検査所

### 1. はじめに

当所では殺鼠剤中毒の検査の際、山口らの方法<sup>1)</sup> (従来法)を参考にワルファリン(WRF)及びクマテトラリル(CTR)の検査を行ってきたが、標準作業手順書(SOP)はない。しかし平成 19 年に WRF の残留基準値が設定され、一斉試験法 I (厚生労働省通知食安発第 1228004 号) (通知法)による LC/MS での測定条件が設定された。そこで SOP 作成を目標に、通知法を応用し HPLC で検査を行い従来法との比較検討を行った。また CTR 及びダイファシノン(DIF)も同時に分析が可能か検討を行ったので報告する。

### 2. 材料及び方法

(1) 平成 19 年度に正常畜として搬入された豚の筋肉及び腎臓に、標準品として WRF(Wako)、CTR(関東化学)及び DIF(Wako)を 1ppm の混液となるよう調整した溶液を 1ml 添加し、回収試験を行った。検出器は蛍光(RF)検出器及びフォトダイオードアレイ(PDA)紫外可視検出器を用いた。

(2) 試験法 A 及び B について比較検討した。ただし DIF は試験法 B のみ実施した。

試験法 A：抽出法及び分析条件の両方とも従来法 [筋肉 15 検体、腎臓 9 検体]

試験法 B：抽出法は通知法とし、分析条件は①従来法、②通知法及び③宇藤の方法<sup>2)</sup>の 3 通りを参考に検討 [筋肉及び腎臓各 12 検体]

### 3. 結果

WRF 及び CTR は、試験法 B の分析条件が①の場合に RF 検出器で各ピークの良好な分離が確認され、平均回収率及び変動係数は、WRF は筋肉で 85.0%及び 5.5、腎臓で 73.7%及び 17.9、CTR は筋肉で 38.9%及び 14.9、腎臓で 52.8%及び 17.8 であった。また試験法 A での結果は、WRF は筋肉で 76.3%及び 25.2、腎臓で 70.8%及び 25.5、CTR は筋肉で 44.9%及び 40.6、腎臓で 39.3%及び 72.1 であった。

DIF は RF 検出器では検出できず PDA 検出器によるスペクトル分析を行ったところ最適波長は UV 波長 285nm であった。試験法 B の分析条件③の場合に良好なピークが確認され、平均回収率及び変動係数は、筋肉で 25.9%及び 34.1、腎臓で 50.6%及び 28.9 であった。

### 4. 考察及びまとめ

WRF の平均回収率及び変動係数は GLP 基準(回収率 70~120%、変動係数 20 未満)を満たしており、WRF 検査の SOP 作成に大いに役立つ結果が得られたと思われる。今回は筋肉及び腎臓を用いて検討を行ったが、今後は急性中毒の場合に残留が疑われる胃内容物並びに残留基準値の設定されている肝臓についても検討を行う予定である。

CTR 及び DIF は GLP 基準を満たす結果が得られず、今後更なる検討が必要と思われる。しかし CTR は、回収率は低いが変動係数が 20 未満と安定しているため、今後最適な分析方法が得られるまで今回検討した方法で検査を行っていきたい。

5. 参考資料 1) 山口智洋ら：平成 12 年度長崎県食肉衛生調査研究書

2) 宇藤国英：平成 17 年度長崎県食肉衛生調査研究書

演題名：豚抗酸菌症の病変分布における病理学的考察

発表者名：○津田彩子 仁平真由美 大場三緒子 森河隆史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

豚抗酸菌症は、近年全国のと畜場で全身性病変の発生の増加が認められるようになり、平成 11 年の全食協病理部会の「豚の抗酸菌症判定基準」により敗血症(抗酸菌症)としての全部廃棄の検査基準が定められた。当所でも平成 15 年度の集団発生に伴い病理部会の基準に準じた検査基準を定め、特に肝臓について病変の形状から、抗酸菌症特有の乾酪壊死を中心とした肉芽腫病変(以下、結節型)と乾酪壊死を形成せずシート状に浸潤する肉芽腫病変(以下、浸潤型)に分類した。以後約 6 年間の抗酸菌症病変の分布状況について、感染経路を病理学的に考察する上で若干の知見を得たのでその概要を報告する。

## 2. 材料および方法

- (1)平成 15 年 4 月から平成 20 年 12 月までに当所管内と畜場で、敗血症(抗酸菌)で全部廃棄になった豚 439 頭(23 農家)の肝臓(結節型 289 検体、浸潤型 150 検体)、肺、脾臓および付属リンパ節(以下、肝 Ly、肺 Ly、脾 Ly)、躯幹 Ly(鼠径、浅頸 Ly)を肉眼的、組織学的に病変の有無、菌の有無、タイプ別の病変分布について比較検討した。
- (2)平成 19 年 7 月から 9 月および平成 20 年 12 月の計 2 回、腸間膜リンパ節(以下、腸 Ly)に乾酪壊死病変が見られ、肝臓に特有の病変の見られなかった豚の肺 Ly 各 100 検体について、肉眼的に病変の有無を調査した。

## 3. 結果

- (1)肝臓、腸 Ly、肝 Ly 以外の一箇所に病変があり、全部廃棄した検体は、浸潤型では 2.7% (4/150)、結節型では 42.6% (123/289)で、そのうち肺 Ly 一箇所で病変を確認したのは 72.4% (89/123)であった。病変を二箇所以上で確認したのは結節型で 57.4% (166/289)、浸潤型で 97.3% (146/150)であった。肝 Ly に病変がなく肺 Ly に病変がある検体は、結節型では 47.4% (137/289)、浸潤型では 4.0% (6/150)であった。また、平成 19 年度以降の全部廃棄は全て結節型であり、同一農家出荷豚であった。
- (2)肺 Ly に乾酪結節病変を形成したのは、一回目の調査では 8.0% (8/100)、二回目の調査では 44.0% (44/100)であった。

## 4. 考察およびまとめ

浸潤型は腸 Ly、肝臓、肝 Ly を含む全身性多発性病巣を形成することがほとんどであるのに対し、結節型では肝臓・腸 Ly を除き一箇所しか病変を形成しない傾向にあった。多発性病巣を形成するかは各臓器の病変の形成しやすさや個体免疫力の差であると云われてきた。しかし、結節型では肝臓・腸 Ly のほか肺 Ly 一箇所に病変を形成することが多く、下顎 Ly は以前から肝臓の病変の有無に関わらず病変を形成すると云われているが、肺 Ly もこれと同様であることが今回みられた。このことから、肝臓、門脈を経ない肺 Ly への感染経路として経気道による局所感染の可能性が強く示唆された。

演 題 名：ヤギの筋肉からのトキソプラズマの分離

発表者名：○喜屋武向子 平良雅克 山元朝香 安座間明日香

発表者所属：北部食肉衛生検査所

## 1. はじめに

トキソプラズマ（以下Tp）症は人獣共通感染症であり、ヒトへの主な感染経路のひとつとしてTp感染獣肉の加熱不十分または生食があると考えられている。これまで各種家畜の抗体検査によるTp浸潤状況が報告されているが、ヤギの抗体保有率は特に高い。本県ではヤギの生食が好まれていることからTp摂取が懸念されてきた。しかし、ヤギのTp症に関する報告は少なく、抗体を保有しているということが可食部位におけるTpの存在を示すものなのかを検証することが必要だと思われる。そこで今回、と畜場に搬入されTp抗体陽性を示したヤギの筋肉からTp分離を試み、あわせて筋肉中シストの温度（低温）に対する抵抗性についても検討したので、その概要を報告する。

## 2. 材料および方法

(1) 材料 2008.10月～2009.1月にB食肉センターに搬入されたヤギのうち54例についてラテックス凝集反応（トキソチェックMT 栄研）によるTp抗体検査を実施し、抗体価 $\geq$ 256のヤギ13例の頭部筋肉約50gを材料とした。

(2) 方法 マウス接種による原虫分離法

- ① 採取した筋肉を2等分し、4℃および-20℃で1日保存した後、10倍量のトリプシン加滅菌生理食塩水で消化し乳剤を作成。
- ② 筋肉乳剤1mlをマウス腹腔内に接種し約4週間観察。およそ1週間毎に採血し抗体価を測定。
- ③ 発症して死亡するか、抗体上昇を示し、脳内にシストまたは腹水中にタキゾイトを確認したものを分離陽性とした。

## 3. 結果

4℃保存したTp抗体陽性ヤギの筋肉13例中10例（76.9%）からTpが分離された。-20℃からは分離されなかった（0/9）。分離した10例において脳シストのみ確認したのは5例、腹水中タキゾイトのみ確認したのは2例であり、どちらも確認できたのは3例であった。感染マウスの症状は、立毛、腹水貯留、沈うつ、チアノーゼ、努力呼吸等様々であった。多くは症状を呈した後回復したが、4例については死亡した。

## 4. 考察およびまとめ

ヤギのTp症については不顕性感染が多いと言われているが、今回の結果も同様に、外見上健康で内臓にも異常が認められない抗体陽性ヤギの筋肉中に感染力のあるTpが高率に存在することが証明された。その分離率は76.9%であった。近年、本県ではと畜されるヤギの約半数が抗体陽性という報告があり、今回の調査結果とあわせて考えると、ヤギ肉の生食によるTp感染が懸念されるが、冷凍することで感染のリスクをコントロールできる可能性が高いことが示唆された。

演題名：とさつ解体に使用されるナイフ等の温湯消毒効果の検証  
発表者名：○稲葉千恵 山元朝香 佐々木哲 多田雪宏 田端亜樹  
発表者所属：北部食肉衛生検査所

## 1. はじめに

と畜業者等の講ずべき衛生措置としてとたいに直接接触するナイフ・鋸その他の機械器具類について83℃以上の温湯により消毒することが法令により規定されている。今回、管内Bと畜場における機械器具の消毒作業の実態を把握するとともに、より効果的な消毒作業の指導の参考とするために温湯消毒効果の検証を行ったので報告する。

## 2. 材料及び方法

調査期間は平成20年12月から平成21年1月。機械器具の拭き取り検査については滅菌綿棒（栄研のふきふきチェックII）にて拭き取り、ペトリフィルム（ACプレート、CCプレート）を用いて1cm<sup>2</sup>あたりの生菌数及び大腸菌群数を算定した。

### （1）実態調査

頭部切断機、頭部切断ナイフ、内臓（消化管等白モツ、以下同様）摘出用ナイフ、手動背割り鋸、トリミングナイフ、内臓検査用ナイフについて、作業中の温湯消毒時間及び消毒槽の温度の測定を行った。また、作業開始前温湯消毒後、作業中温湯消毒前、作業中温湯消毒後に拭き取り検査を行った。

### （2）温湯消毒効果の試験的検証

血液等が多量に付着した内臓検査用ナイフ、付着物の少ない枝肉検査用ナイフに盲腸便を塗布し軽くスポンジで拭いた後、糞便塗布後未消毒と、温湯消毒1秒後・3秒後・5秒後・10秒後に拭き取り検査を行った。

## 3. 結果

実態調査では、各消毒槽の温度は83℃以上に管理されていた。温湯消毒時間は、内臓摘出用ナイフ・手動背割り鋸が2秒程度であったが、他の機械器具は7秒以上であった。生菌数は概ね10<sup>3</sup>cfu/cm<sup>2</sup>以下に維持されていたが、内臓摘出用ナイフは他の検査対象と比較して高値であった。また、大腸菌群はいずれの検査対象においても検出されなかった。

温湯消毒効果の検証では、5秒温湯浸漬することによりほとんどの例で生菌数・大腸菌群数共に10<sup>3</sup>cfu/cm<sup>2</sup>以下に減少した。また、付着物の少ない枝肉検査用ナイフは内臓検査用ナイフと比較して、糞便塗布後の菌の付着量が1/2以下であった。

## 4. 考察及びまとめ

全体的に温湯消毒温度・時間共に適正であることが確認されたが、5秒以上の温湯消毒を徹底するためには、2本のナイフを1頭毎に交互に使用すること、交互使用が出来ない頭部切断機等は消毒時間を厳守することが必要であると思われる。また、温湯消毒効果の検証結果より、付着物が少ないナイフが菌の付着が少なかったことから使用毎に流水等で洗浄した上で温湯消毒する事が望ましいと思われる。今回の結果を現場担当者に情報提供し、協力して衛生水準の向上に努めていきたい。

演題名：採卵鶏の卵巣（キンカン）の衛生管理  
発表者名：○銘苅愛美、嘉数浩、稲嶺美奈子  
発表者所属：沖縄県中央食肉衛生検査所 食鳥検査班

## 1. はじめに

当所管内のA食鳥処理場では、採卵鶏の卵巣（以下キンカン）を食用として出荷しているが、キンカンは規格基準が無く、過去にキンカンに関する細菌検査データもないことから衛生指導を模索していた。さらに鶏は、食中毒菌であるサルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌を保有することが多く、食鳥肉、鶏卵の加工、流通については衛生管理が重要である。そこで我々は現状を把握し、キンカンの汚染調査、使用方法の確認を行い、衛生管理の検討を行ったのでその概要を報告する。

## 2. 材料及び方法

### (1) キンカンの汚染調査

材料：キンカン採取工程を6工程に区切り、それぞれ無菌的に約100g以上採取し材料とした。各工程は①採取直後、②塩素水浸漬後、③水洗水切り後、④水洗後及び⑤ビニール包装後で②～⑤約30分放置後採取し、翌日⑥冷蔵庫保管を採取した。

方法：一般生菌数、大腸菌群数、カンピロバクター属菌及びサルモネラ属菌共に試料調整法として検体：希釈水又は増菌液体培地1：9の割合で試料を調整した。一般生菌数、大腸菌群数はペトリフィルムを用いて測定した。カンピロバクター属菌及びサルモネラ属菌に関してはそれぞれ増菌培養、分離培養及び生化学的性状試験を、また、サルモネラ属菌では血清型別テストを実施し、菌の同定を行った。

### (2) 用途調査

キンカンを取扱う業者は1社のみで、平成21年1月に聞き取り調査を実施した。

## 3. 結果

(1) キンカンの汚染調査：一般生菌数では工程①で $2.3 \times 10^4$ 個/gであったが、工程②以降では $10^2$ 個/gを維持し、工程⑥では30個/g以下であった。大腸菌群では工程① $3.9 \times 10^3$ 個/gであったが、工程③以降では25個/g以下であった。また、工程⑤で若干ではあるが菌数の増加が認められた。カンピロバクター属菌では工程①及び工程②で検出されたが、工程③以降では検出されなかった。サルモネラ属菌では全ての工程でサルモネラ属菌が検出された。

(2) 用途調査：キンカンの用途としては天ぷら・カステラの膨張材と着色用であった。

## 4. 考察

今回の結果から、袋詰めのように人を介する作業では大腸菌群の増加が若干認められたことから、2次汚染の可能性も示唆された。この為、衛生管理点を人からの2次汚染、温度管理、塩素濃度の維持等とし、今後はこれらを含めた衛生管理が必要だと考える。また、カンピロバクターは良好な結果が得られたが、サルモネラ属菌のように最終製品まで菌が検出されたことから、食鳥処理従事者だけでなく取扱い業者、加工業者及び消費者を対象にこれらの製品の2次汚染を防ぐ取り扱いや、十分な加熱の大切さ等の情報提供が必要であると感じた。

今後も継続的にキンカンの衛生管理について検討し、よりよい製品作りをしていきたい。

演 題 名：学校での食肉衛生講習会の試み

発表者名：○下村文二郎 安座間夏紀 多田雪宏 田端亜樹

発表者所属：北部食肉衛生検査所

## 1. はじめに

沖縄県では、「安全な農林水産物の安定供給」、「安全な食品の提供」や「消費者段階における食の安全性確保の普及・啓発」など様々な食品の安全・安心に関する取り組みを行っている。北部食肉衛生検査所では、日頃の検査において食肉の安全・安心確保対策を実施しているが、これらの情報を消費者に提供する機会がほとんどなかった。そこで今回、学校での食肉衛生講習会を実施することとした。今回の試みを通して、家畜がどのような工程を経て食卓に上がるのかなど、実際の写真を提示しながら、食肉の安全についての意識を高めること、そして食肉衛生検査所の役割を理解してもらうことを目的とした。また同時に、「食品の無駄」が問題になっていることから、食（命）を大切にする気持ちを深めてもらう機会にしたいと考えた。

## 2. 実施概要

県内の小学校3年生以上を対象に設定し、北部食肉衛生検査所の検査員が学校に出向き講習会を行った。小学校で平成20年12月18日（参加者5年生18名）、調理師学校で平成20年12月24日（参加者55名）の計2回開催した。

主な講習内容としては、（1）家畜が食肉として食卓に上がるまでの工程及び食肉衛生検査所の役割についての説明（2）肝臓病変の観察（3）食についての話（4）食肉における食中毒菌の紹介及び食中毒予防の説明（5）細菌の観察を行った。また事前、事後アンケートにより受講者の理解度及び実態調査を行った。

## 2. 結果及びまとめ

アンケート結果により、家畜が食肉として食卓に上がるまでの工程及び食肉衛生検査所の役割について、97%の学生に理解してもらうことが出来た。講習会の感想には「命を食べているから残さないよう心がける（小学生）」、「安全なお肉を食べていることがわかった（小学生）」、「家族にも教えたい（小学生）」、「手洗いは大切だ（小学生）」や「もっと色々な話を聞きたかった（調理師学生）」などがあった。

このように少しでも多くの方が食（命）の大切さ、食肉の安全・安心確保対策等について興味をもち、正しい知識を身につけていくことが、県民全体の意識を高めていくことにもつながると思う。また「食肉センターを見学したい」との意見もあったことから、食肉センターや食肉衛生検査所の見学も合わせて行うとより効果的であると思われる。

今回行った「学校での食肉衛生講習会」は県民を対象とした初の試みで、食肉衛生検査所や食肉センターで講習会を行うより、多くの県民にそして仕事関係者以外の人に我々の目的を伝える事ができると考えた。今後の食肉衛生検査所の役割は、食肉の検査のみでなく食肉に係わる情報を定期的に県民に発信していくことも重要であり、今後とも継続実施していきたい。

## 第4章 その他



# 1 と畜場の概要

名 称	(株)沖縄県食肉センター	名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター(簡易と畜場)
代 表 者	池間 龍	名護市長	知 事
所 在 地	南城市大里字大城1927	名護市世富慶755	今帰仁村字諸志2009-5
電 話 番 号	098-945-3029	0980-53-6801	0980-56-5142
F A X 番 号	098-945-3742	0980-53-7035	0980-56-4803
許 可 年 月 日	昭和47年2月8日	平成13年12月28日	昭和58年12月1日
許 可 番 号	沖縄県指令	沖縄県指令	沖縄県指令
	厚第18号	福第2624号	環第887号
検 印 番 号	1	2	4
使 用 水	上水道水・工業用水	地下水	上水道水
処 理 獣 畜	牛・馬・豚	牛・豚・山羊・綿羊	豚
1日の処理能力	大動物 30頭	大動物 3頭	小動物 10頭
	小動物 1200頭	小動物 708頭	
冷蔵庫の収容能力	大動物 82頭	大動物 8頭	小動物 10頭
	小動物 1200頭	小動物 1200頭	
浄化槽の処理能力	活性汚泥法	活性汚泥法	液肥処理施設
	1500トン/日	800トン/日	640トン/日

# 2 食鳥処理場の概要

## (1) 食鳥処理場

	名 称	許 可 年月日	許 可 番 号	所 在 地 氏 名	処 理 能 力 (/日)	住 所 電 話 番 号
1	沖縄食鶏加工株式会社	H4.3.30	沖縄県指令環第167号	豊見城市長堂 481-1 砂辺一夫	鶏 12,000羽	所在地に同じ 098-850-8287
2	有限会社 中央食品加工	H16.2.27	沖縄県指令福第359号	名護市許田278 仲松政治	鶏 8,000羽	所在地に同じ 0980-52-3669
3	(株)沖縄県鶏卵 食鳥流通センター	H4.3.30	沖縄県指令環第170号	うるま市川田333 比嘉幸雄	鶏 3,000羽	所在地に同じ 098-974-4877

## (2) 認定小規模食鳥処理場

	名 称	許可年月日	許可番号	処理能力 (/日)	所在地
中 央 食 検	1 松本食鳥加工店※	H4. 6. 22	沖縄県指令 環第315号	鶏・あひる 100羽	うるま市赤碓21-105
	2 アヒル園とけし	H4. 12. 14	沖縄県指令 環第542号	鶏・あひる 3羽	浦添市字大平187-2
	3 仲座養鶏場	H5. 1. 11	沖縄県指令 環第 1号	鶏 100羽	八重瀬町字小城247
	4 上原養鶏場	H5. 1. 25	沖縄県指令 環第 8号	鶏 100羽	糸満市字北波平876
	5 中川牧場	H16. 12. 10	沖縄県指令 福第2550号	鶏・あひる 10羽	読谷村字渡具知263番地
	6 (有) 沖縄ダチョウ処理場	H17. 9. 7	沖縄県指令 福第2315号	鶏・あひる・七面鳥 30羽	うるま市字西原620-1
	7 県立南部農林高校	H17. 10. 19	沖縄県指令 福第2470号	鶏 50羽	豊見城市字長堂182番地
	8 丸嘉合鴨農園※	H18. 6. 15	沖縄県指令 福第1625号	あひる 50羽	沖縄市池原1047番地
北 部 食 検	1 徳安食品※	H13. 5. 18	沖縄県指令福 第1625-1号	鶏・あひる 50羽	名護市真喜屋89
	2 (有) ニワトリ牧場※	H5. 9. 3	沖縄県指令 環第387号	鶏 40羽	大宜味村字田港1235
	3 めんどり屋※	H6. 1. 11	沖縄県指令 環第 60号	鶏 20羽	今帰仁村字諸志1982
	4 瑞雲自然園※	H6. 3. 22	沖縄県指令 環第222号	鶏 30羽	本部町字伊豆味3556-19
	5 安室養鶏場ヤンバル農場	H8. 12. 25	沖縄県指令 環第848号	鶏 50羽	大宜味村字白浜442-522
	6 瀬宮食鳥処理センター	H9. 8. 12	沖縄県指令 環第670号	鶏・あひる 100羽	名護市喜瀬67-1
	7 安村食肉販売店※	H12. 8. 2	沖縄県指令 福第2978号	鶏・あひる 10羽	名護市勝山806
	8 森山農場食鳥処理場	H14. 7. 25	沖縄県指令 福第1993号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	本部町字伊豆味3473
	9 高江食鳥処理場	H15. 1. 14	沖縄県指令 福第2779号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	東村字高江85-75
	10 丸武物産	H15. 4. 14	沖縄県指令 福第1578号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	金武町字屋嘉2475
	11 玉城養鶏場	H15. 6. 20	沖縄県指令 福第1874号	鶏・あひる・七面鳥 300羽	名護市字仲尾次1260
	12 アガリエ	H15. 10. 24	沖縄県指令 福第2523号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	名護市字伊差川340
	13 名嘉食品	H16. 1. 15	沖縄県指令 福第 65号	あひる 3羽	伊是名村字仲田60
	14 やんばる食鳥処理場※	H16. 4. 27	沖縄県指令 福第1268号	鶏・あひる 200羽	本部町字浦崎291
	15 食鳥処理センター松林	H16. 11. 16	沖縄県指令 福第2378号	鶏・あひる 100羽	伊平屋村字我喜屋217-30
	16 農業生産法人(有) 乙羽 ファーム	H17. 7. 5	沖縄県指令 福第2034号	鶏・あひる 150羽	今帰仁村字越地284番地
	17 伊江農産	H18. 2. 21	沖縄県指令 福第209号	鶏・あひる・七面鳥 150羽	伊江村字西江前607番地
総計 (25施設)					

※休止中

### 3 と畜場の使用料・解体料一覧

単位：円

と畜場 畜種	(株)沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	
	と畜場 使用料	とさつ 解体料	と畜場 使用料	とさつ 解体料
牛・馬	1,575	2,100	3,598	2,883
とく・こま	1,050	1,575	1,770	1,427
豚	1,037	714	966	773
山羊	*	*	760	890

\*平成14年4月1日から山羊はとさつしていない。

### 4 と畜・食鳥検査手数料等

#### 1) と畜関係

単位：円

一般と畜場設置許可申請手数料		22,000	
簡易と畜場設置許可申請手数料		10,000	
検査 手 数 料	牛	成牛・成馬	600
	・	1月以上12月未満	300
		馬	1月未満
	豚		300
	めん羊・山羊		200

#### 2) 食鳥関係

単位：円

食鳥処理事業許可申請手数料		19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料		10,000
確認規定認定申請手数料		5,500
確認規定変更認定申請手数料		2,300
検査手数料	平日	3
	休日及び時間外	4

#### 3) 検査手数料の推移

単位：円

年度	畜種	牛・馬	とく・豚	めん羊・山羊	食鳥
昭和47.5～		250	120	30	
昭和52.1～		400	200	100	
昭和61.4～		600	300	200	
平成4.4～		600	300	200	4
平成10.4～		600	300	200	平日 3 休日・時間外 4

## 5 と畜検査業務の概要（参考）

### （1） 10年間のと畜検査頭数（沖縄県）

	計	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総数	3,785,710	453,939	444,044	427,797	395,731	377,568	362,169	330,173	332,591	330,788	330,910
牛	41,743	5,972	5,392	4,252	3,141	3,719	3,628	3,624	3,760	3,772	4,483
とく	191	64	61	37	5	1	1	2	2	4	14
馬	1,831	227	216	224	173	235	280	183	116	85	92
こま	23	2	3	0	5	12	0	0	1	0	0
豚	3,716,492	443,378	433,841	419,767	390,018	371,524	356,293	324,388	327,085	325,383	324,815
山羊	25,419	4,294	4,531	3,516	2,388	2,076	1,966	1,973	1,626	1,544	1,505
めん羊	11	2	0	1	1	1	1	3	1	0	1

### （2） と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）

平成20年度

と畜場名	センター	名護センター	畜産研究センター	久米島	宮古	八重山	与那国	計
牛	2,503	109	0	29	433	1,409	0	4,483
とく	1	2	0	1	5	5	0	14
馬	60	0	0	0	11	21	0	92
こま	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	200,744	121,454	0	35	804	1,694	84	324,815
山羊	0	726	0	166	388	225	0	1,505
めん羊	0	0	0	1	0	0	0	1





---

## 事業概要

平成 20 年度

発 行

〒901-1202

沖縄県中央食肉衛生検査所  
南城市大里字大里 2015 番地  
電 話 (098) 945 - 3000  
F A X (098) 946 - 2690  
xx030811@pref.okinawa.lg.jp

〒905-0015

沖縄県北部食肉衛生検査所  
名護市大南 1-13-11 番地  
電 話 (0980) 52 - 1165  
F A X (0980) 52 - 3791

---